

(素案)

山鹿市  
子ども・子育て支援事業計画  
(第2期)

令和2年3月

山鹿市

【すなっピー】



YAMAGA



## 山鹿市子ども・子育て支援事業計画（第2期）

### 子どもの笑顔がかがやき 安心して子育てできるまち山鹿

#### 山鹿市子ども憲章

「 私たちおとなは

すべての子どもを一人の市民として尊重し  
子どもたちの人権を守ります

「 私たちおとなは

子ども一人ひとりの独自性を認め  
子どもたちの個性を伸ばします

「 私たちおとなは

あらゆる場で子どもの知性と感性を養い  
子どもたちの豊かな人間性を培います

「 私たちおとなは

子どもを郷土の自然や文化に触れさせ  
子どもたちのふるさとを愛する心を育みます

「 私たちおとなは

子どもを「社会の子」ととらえ  
子どもたちの成長をみんなで見守ります



# ごあいさつ



(発行時、市長あいさつを掲載します。)

令和2年3月

山鹿市長 中嶋 憲正

# 【 目 次 】

第1章 計画の策定にあたって .....	1
1. 計画策定の趣旨 .....	2
(1) 子育てを取り巻く背景 .....	2
(2) 計画策定の趣旨 .....	3
(3) 計画の位置づけ .....	3
2. 計画の概要 .....	4
(1) 計画の期間 .....	4
(2) 計画の対象 .....	4
(3) 策定体制 .....	4
第2章 山鹿市の子ども・子育てを取り巻く状況.....	5
1. 山鹿市の子ども・子育てを取り巻く状況 .....	6
(1) 人口・世帯等の動向 .....	6
(2) 教育・保育施設の状況 .....	9
(3) 地域子ども・子育て支援事業の状況 .....	13
(4) ニーズ調査結果の概要 .....	20
2. 山鹿市子ども・子育て支援事業計画（第1期）の総括 .....	29
3. 山鹿市の子ども・子育て支援施策の課題 .....	32
第3章 計画の基本的な考え方 .....	35
1. 基本理念 .....	36
2. 基本目標 .....	38
3. 主要施策の方向 .....	39
4. 家庭・地域・事業者・行政の役割 .....	42

第4章 事業計画 .....	43
1. 市町村子ども・子育て支援事業計画について .....	44
2. 教育・保育提供区域の設定 .....	44
3. 教育・保育の量の見込み及び確保方策 .....	45
(1) 量の見込み及び確保方策 .....	45
(2) 教育・保育施設の一体的提供の推進 .....	48
(3) 教育・保育の質の向上 .....	48
(4) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保 .....	48
4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策 .....	49
5. 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実 .....	56
(1) 相談体制の充実 .....	56
(2) 児童虐待防止対策の充実 .....	56
(3) ひとり親家庭の自立支援の推進 .....	57
(4) 障がい児施策の充実 .....	57
6. ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進 .....	58
(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し .....	58
(2) ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発の推進 .....	58
7. 計画の推進体制 .....	59
(1) 関係機関等との連携 .....	59
(2) 計画の達成状況の点検・評価 .....	59
資料編 .....	61
1. 山鹿市子ども・子育て会議条例 .....	62
2. 山鹿市子ども・子育て会議委員名簿 .....	63
3. 用語の解説(50音順) .....	64

# 第1章

## 計画の策定にあたって



## 1. 計画策定の趣旨

### (1) 子育てを取り巻く背景

我が国では、急速な少子高齢化の進行、労働人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会・経済への深刻な影響が懸念されています。また、核家族化の進展や地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもへの貧困の連鎖など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。こうしたことから、子どもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来を作り出す力の基礎を培うことができる社会の構築など、子育て・子育てを社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。

このような社会情勢の変化の中、国では、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を制定し、平成27年4月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援の新制度」をスタートさせ、子ども・子育て支援のさらなる充実を図ってきました。

関連3法と新制度の特徴は、以下のとおりです。

### 子ども・子育て関連3法

- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法の一部改正法
- 子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法

### 子ども・子育て支援新制度のポイント

- 認定こども園制度の改善
  - ・幼保連携型認定こども園の認可・指導監督を一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- 認定こども園、幼稚園、保育園を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
- 地域の子ども・子育て支援の充実（利用者支援、地域子育て支援拠点等）
- 基礎自治体（市町村）が実施主体
  - ・市町村が地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- 社会全体による費用負担
  - ・消費税の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提
- 子ども・子育て会議の設置
  - ・有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセスに参画・関与する会議（市町村における設置は努力義務）

## (2) 計画策定の趣旨

本市では、平成17年度からの5年間を実施期間とする山鹿市次世代育成支援行動計画（前期計画）「やまが子育て浪漫物語」を策定し、「かがやく次代の未来づくり」という基本理念のもと、「子どもを育てることは未来を育てること」として、各種の事業を推進してきました。また、平成22年度からの5年間を実施期間とする山鹿市次世代育成支援行動計画（後期計画）「やまが子育て浪漫物語Ⅱ」を策定し、子どもを「地域の宝」「社会の宝」ととらえ、子どもが心身ともに健やかに育つ社会、子どもを生み、育てることに喜びを感じることのできる社会を目指して市民、全課で取り組んできました。

さらに、平成27年度から新たな計画として、「山鹿市子ども・子育て支援事業計画（第1期）」を策定し、「子どもの最善の利益が実現される社会を目指す」ことを基本に、子ども・子育て支援の量の確保・質の向上や地域のすべての人がそれぞれの立場から子育てを温かく見守り、子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指してきました。

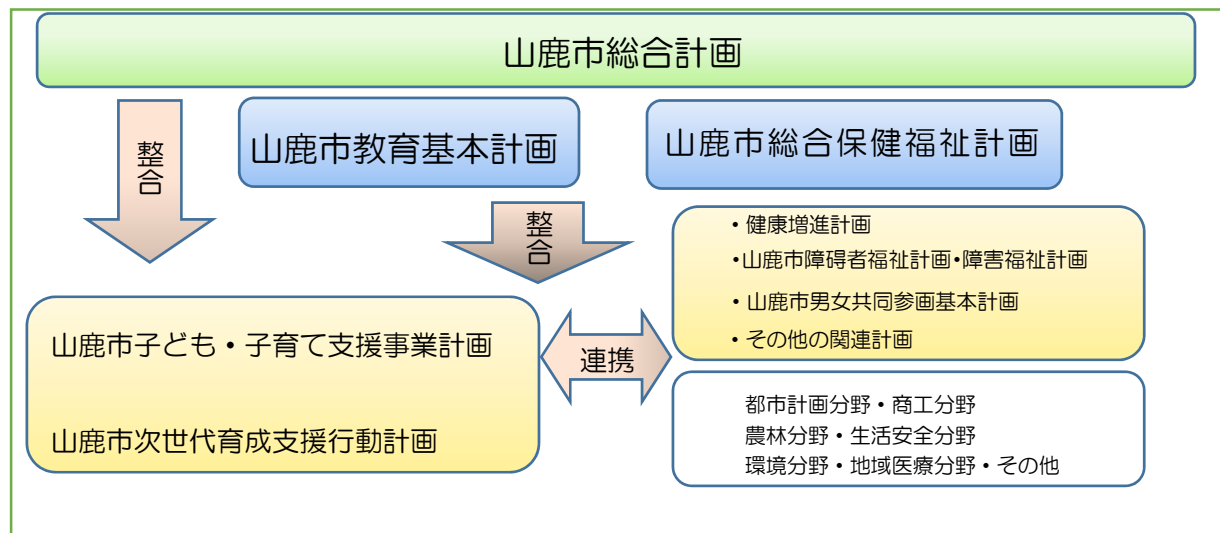
「山鹿市子ども・子育て支援事業計画（第1期）」の計画期間が、令和元年度で最終年度となることから、「山鹿市子ども・子育て支援事業計画（第2期）」を策定し子ども・子育て支援施策を総合的に推進し、切れ目のない支援による、子育て・子育て環境の充実を図る計画とします。

## (3) 計画の位置づけ

本計画は、「山鹿市総合計画」を上位計画をして、「山鹿市教育基本計画」及び「山鹿市総合保健福祉計画」（地域福祉計画）の一領域として位置づけ、市で策定しているその他の関係する各分野の計画と連携・整合を図りつつ策定します。

また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「次世代育成支援行動計画」と、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」を一体として策定します。

### ■計画の位置づけ■



## 2. 計画の概要

### (1) 計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5か年とします。

### (2) 計画の対象

生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、おおむね18歳までの子どもとその家庭、それに関係する地域、企業、行政等を対象とします。

ただし、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせるなど柔軟な対応を行います。

### (3) 策定体制

「山鹿市子ども・子育て支援事業計画（第2期）」の策定に当たっては、「山鹿市子ども・子育て会議」において、子ども・子育て支援法第77条第1項に規定する事項（子ども・子育て支援事業計画の内容や保育園等の施設の定員設定のあり方等）の審議をはじめ、具体的には、次のような点について調査審議しました。

- ①潜在的なものを含め教育・保育・子育てのニーズが適切に把握されているか。
- ②教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育園）と地域型保育事業（小規模・家庭的・居宅訪問・事業所内保育事業）等、施設・事業のバランスのあり方、教育・保育の提供体制のあり方や目標。
- ③ニーズを満たすだけの必要な地域子ども・子育て支援事業（地域子育て支援拠点、一時預かり、延長保育、病児・病後児保育、乳児家庭全戸訪問、放課後児童クラブ、妊婦検診等）が計画的に盛り込まれているか。
- ④事業の点検評価が実施されているか。
- ⑤現行の計画について見直すべき部分はないか。

また、パブリックコメントを実施し、市民のみなさんのご意見を計画に反映することに努めました。

## 第2章

# 山鹿市の子ども・子育てを 取り巻く状況

## 1. 山鹿市子ども・子育てを取り巻く状況

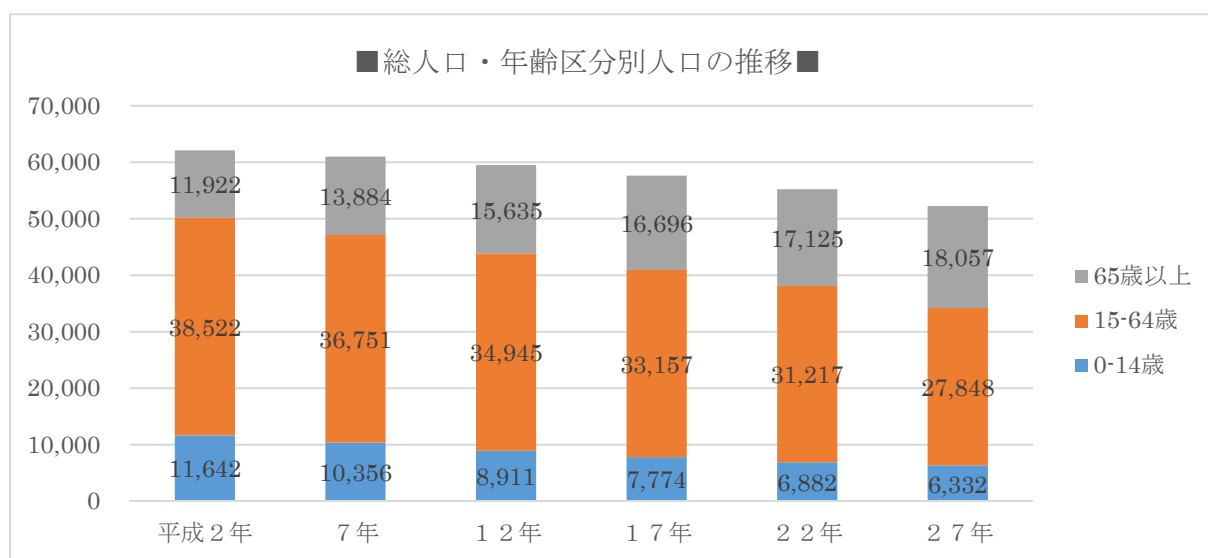
### (1) 人口・世帯等の動向

#### ① 総人口・世帯数の推移

●全国的に人口減少社会にある中で、本市の人口にも少子高齢化の影響がみられます。

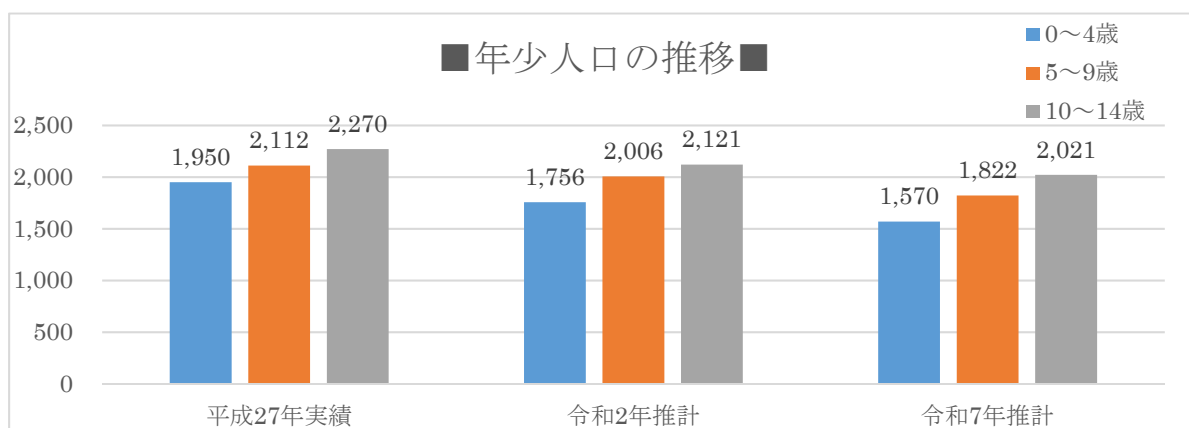
年少人口は平成2年の11,642人から平成27年の6,332人と約半数近くまで減少しているのに対し、高齢者人口は平成2年の11,922人から平成27年の18,057人と約1.5倍まで増加しています。

●国立社会保障・人口問題研究所による5歳階級ごとの年少人口の令和7年までの推計人口をみると、いずれの階級も減少しており、今後も少子化は続くものと予想されます。このような中、待機児童はいないものの、保護者の就業形態の多様化など保育ニーズの質の向上に対応したきめ細かなサービスへの取組が求められています。



資料：国勢調査

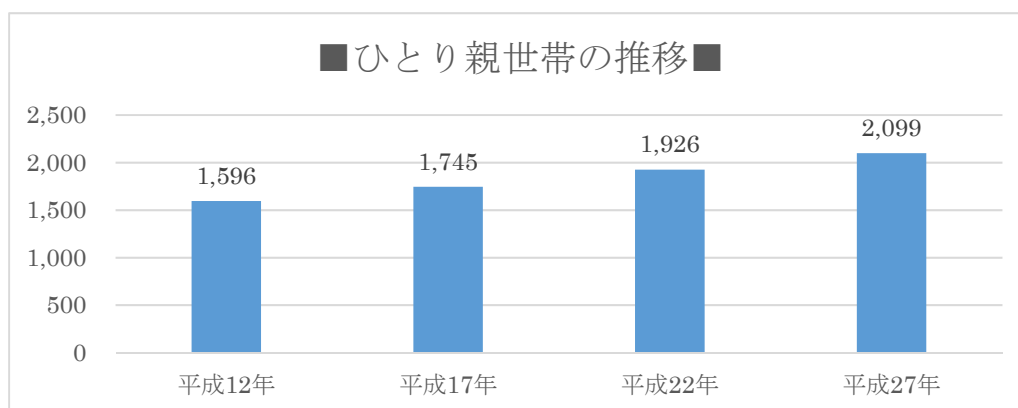
注：総人口には年齢不詳を含んでおり、各年齢層の人口の合計とは一致しない場合がある。



資料：日本に地域別将来推計人口(平成30年3月推計)

## ②子育て世帯の推移

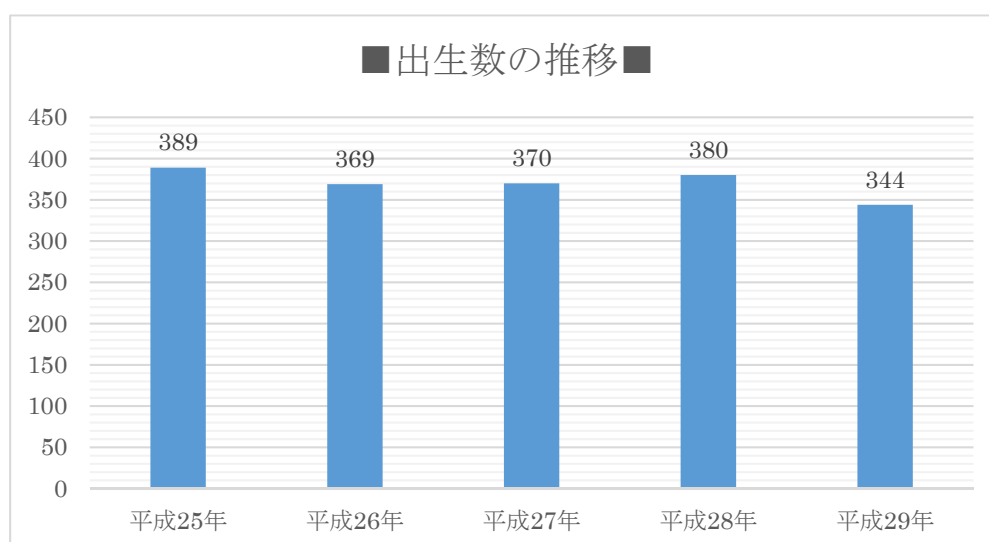
- ひとり親世帯の増加がみられ、保育サービスの提供とともに、就労をはじめ多様な生活支援の充実が必要です。



資料：国勢調査

## ③出生数の動向

- 出生数はここ5年間では相対的に減少をしています。

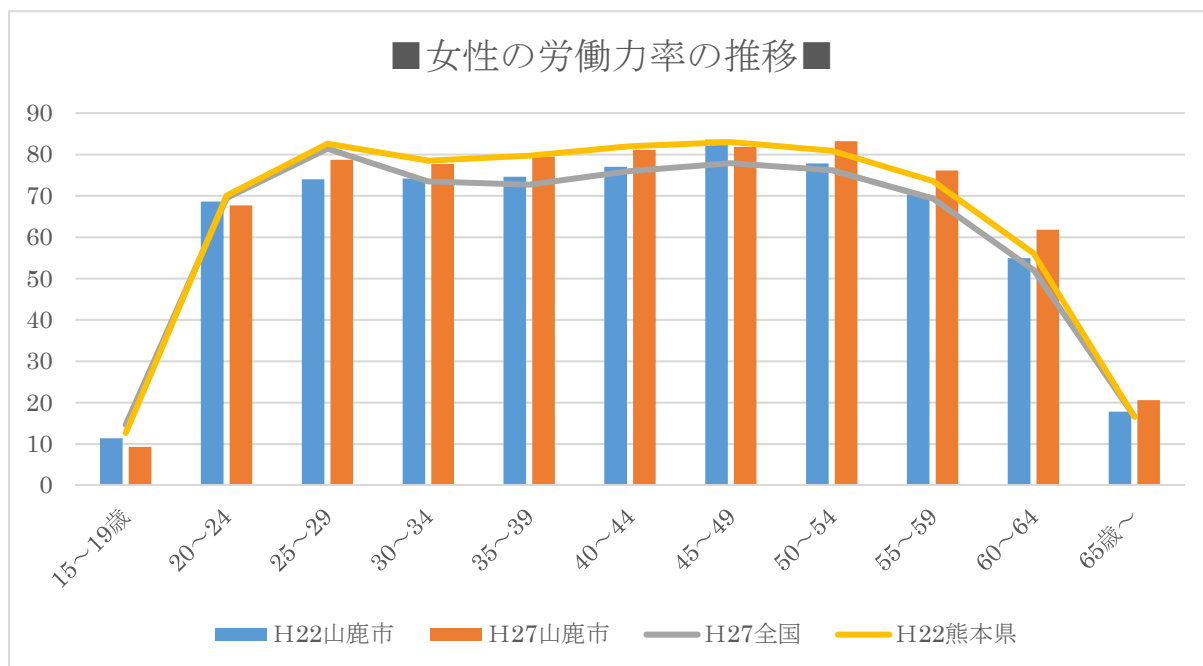


資料：熊本県衛生統計年報

#### ④女性の就労の状況

●女性の年齢別労働力率は、H22とH27を比較すると、40代後半を除き20代後半以上の労働力率は増加しています。

特に、子育て世代の中心となる20代後半から30代において、全国平均、熊本県平均と同じぐらいか、上回っており、今後も女性の就労を支援するため、家庭と職場のより一層の円滑な調整ができるように、就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実が必要です。



資料：国勢調査

※労働力とは、15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合で、労働可能人口のうち働く意思のある人たちの比率ということになる。女性の労働力率は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描くことが知られており、近年、M字の谷の部分の部分が浅くなってきている。

## (2) 教育・保育施設の状況

### ①保育園の設置状況

平成30年度の状況として、公立の保育園5施設、私立の保育園17施設、地域型保育事業所2施設、認可外保育園4施設があります。保育園は、定員1,810人に対し、入所児童数は1,878人で入所率は103.8%となっています。

### ■山鹿市における保育園の設置状況等■

各年度3月1日現在

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
保育園	(箇所)	24	24	24	22	22
定員数	(人)	1,760	1,830	1,830	1,810	1,810
入所児童数 (人)	0歳児	226	224	219	221	189
	1・2歳児	636	621	613	628	638
	3歳児～	1,015	1,047	1,070	1,080	1,051
	合計	1,877	1,892	1,902	1,929	1,878
入所率	(%)	106.6	103.4	103.9	106.6	103.8

注：児童数は市外からの入所者を含む。

注：年齢区分は4月1日時点の年齢で計上。

### ■保育園一覧■（平成31年4月現在）

公 立	山鹿保育園 米田保育園 富慈園 かおう保育園	私 立	やはた保育園 ゆりかご乳児保育園 三岳保育園 山鹿西保育園 城北アソカ保育園 稲光園	大道保育園 山鹿中央保育園 三玉保育園 八玉保育園 栗の実保育園 かもと乳児保育園	山鹿東保育園 平小城保育園 山鹿若葉保育園 まほろば保育園 つぼみ保育園
-----	---------------------------------	-----	---	--	--

### ■開園時間■（平成31年4月現在）

公 立	開園時間（7：00～19：00）：4園	私 立	開園時間（7：00～19：00）：13園 開園時間（7：30～18：30）：1園 開園時間（7：30～19：00）：1園 開園時間（7：00～18：30）：1園 開園時間（7：15～19：15）：1園
-----	---------------------	-----	--



■保育園のサービス■（平成31年4月現在）

区 分	概 要	実施状況
延長保育	保護者の就労形態の多様化に伴い、保育園の通常開所時間 11 時間を越えて保育する事業	公立 2 園 私立 15 園で実施
一時保育	家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳児又は幼児について、保育園で一時的に預かりを行う事業	公立 2 園 私立 5 園で実施

■地域型保育事業所の状況

3月1日現在

区分		平成 30 年度
箇所数		家庭的保育事業所 1 小規模保育事業所 1
定員数（人）		14
入所児童数（人）	0 歳児	15
	1・2 歳児	4
	合計	19
入所率（％）		135.7

■認可外保育施設の状況

各年度3月1日現在（人）

施設名	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	備 考
杉の子保育園	48	36	43	41	35	
向坂保育園	12	10	9	8	2	
そうさん	3	3	6	11	10	中央病院院内保育園
な&な	13	12	7	7	8	市民医療センター院内保育園
計	76	61	65	67	55	

## ②幼稚園、認定こども園の設置状況

本市には公立幼稚園 1 園あります。平成 30 年度まで公立幼稚園は 2 園でしたが、内 1 園が平成 31 年度から認定こども園になりました。また、私立幼稚園も平成 26 年度まで 1 園がいましたが、平成 27 年度から認定こども園になりました。

### ■児童数の状況

#### 【公立】

各年度3月1日現在（人）

区分	施設名	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
幼稚園	山鹿幼稚園	85	74	74	74	62
	鹿本幼稚園	53	52	51	36	26
合計		138	126	125	110	88

#### 【私立】

3月1日現在（人）

区分	施設名	平成 26 年度
幼稚園	霊泉幼稚園	28

### ■幼稚園一覧■（平成31年4月現在）

公立	山鹿幼稚園
----	-------

### ■認定こども園一覧■（平成31年4月現在）

公立	鹿本こども園	私立	霊泉幼稚園
----	--------	----	-------

#### 【私立】

各年度3月1日現在（人）

区分	施設名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
認定こども園	霊泉幼稚園 （教育利用）	25	17	15	10	
	霊泉幼稚園 （保育利用）	0 歳児	3	0	1	0
		1,2 歳児	8	1	1	4
	3 歳児	7	8	8	9	
合計		43	26	25	23	

■ 幼稚園、認定こども園のサービス

区 分	概 要	実施状況
預かり保育	保護者の要望において、保育時間終了後に実施する。	公立 2 園 私立 1 園で実施



### (3) 地域子ども・子育て支援事業の状況

子ども・子育て支援制度では、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて、実施することになっています。それぞれの事業の取組状況は以下の通りです。

#### ①地域子育て支援拠点事業

##### 事業内容

公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、子育て親子の交流の場の提供、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講習等を行う事業です。

##### 山鹿市の取組

- 山鹿市では、山鹿地域に2箇所、その他の地域にそれぞれ1箇所、山鹿市直営により地域子育て支援拠点施設を設置し、様々な子育て支援の展開を行っています。
- 保健師等との連絡会議を開催し、子どもや子育ての状況について情報の共有を図るとともに、訪問を行うことで孤立を予防し、育児の不安感・負担感の軽減に努めています。

##### 【実績】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ利用者数	26,906人	25,053人	24,164人

##### 【平成30年度の内訳】

施設名	子育て支援センター					おさか童夢
	山鹿	鹿北	菊鹿	鹿本	鹿央	
延べ利用者数	5,794人	2,043人	3,065人	6,515人	3,415人	3,332人

## ②妊婦健康診査

### 事業内容

妊婦の健康の保持増進を図るため、妊婦に対する健康診査を行い、14回分の妊婦健康診査の費用を公費負担します。

### 山鹿市の取組

- 妊婦健診のうち14回分を公費負担で実施しており、母子健康手帳交付時に14回分の妊婦健康診査受診券を交付しています。また、市独自として、精密検査券（2回分及び産婦健康診査受診券も併せて交付しています。

### 【実績】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
妊婦健康診査 実受診者数	586人	585人	525人
妊婦健康診査 延べ受診者数	4,543人	4,351人	4,044人
要精密検査 延べ受診者数	128人	80人	70人
産婦健康診査 実受診者数	303人	277人	272人

## ③乳児家庭全戸訪問事業

### 事業内容

保健師等が生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問して、子育て支援に関する情報や養育環境を把握し、育児に関する相談、助言を行います。

### 山鹿市の取組

- 訪問を母子保健事業の要として位置づけし、生後2か月頃に乳児の全戸訪問を実施しています。育児不安を訴えるケースや家族全体をサポートすることが必要なケースが増加しており、関係機関との情報交換を行い、連携を強化しています。

### 【実績】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施数	318件	355件	341件

#### ④養育支援訪問事業、その他要保護児童等の支援に資する事業

##### 事業内容

子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要な家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助、又は保健師等による具体的な養育に関する指導助言を訪問により実施することにより、個々の抱える養育上の諸問題の解決、育児の不安感や孤立感の軽減を図ります。

##### 山鹿市の取組

- 未熟児や多胎児のほか、若年・心身に不調のある産婦など養育支援が特に必要な家庭に、保健師等が訪問し、相談・指導を行っています。また、必要に応じて栄養士や保育士と連携し、育児・家事等に関する相談・支援に繋がっています。

##### 【実績】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
訪問数	97件	167件	98件

#### ⑤子育て短期支援事業

##### 事業内容

##### 【短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）】

保護者の疾病や仕事等の理由で、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、又は保護者による児童に対する虐待や配偶者からの暴力その他の経済的な理由により緊急一時的に児童又は母等を保護することが必要な場合に、児童養護施設等で一時的に預かります。

##### 【夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）】

保護者が仕事等の理由で、平日の夜間や休日に不在になることで家庭において児童を養育することが困難になった場合、その他緊急の場合に、児童を児童養護施設等において保護し、生活指導や食事の提供を行います。

##### 山鹿市の取組

- 保護者の疾病等で一時的に保育が困難な場合に養護施設等で、一定期間養育・保護を行っています。
- 市内3箇所、市外4箇所の児童養護施設等に委託して実施しています。

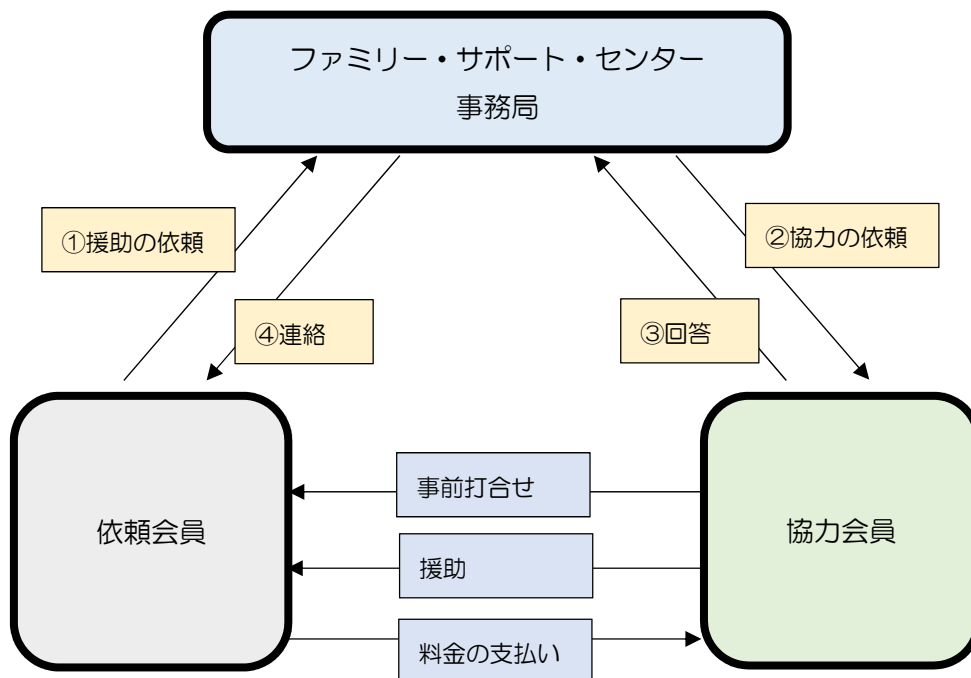
##### 【実績】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
ショートステイ延べ児童利用数	0人	5人	37人
トワイライトステイ延べ児童利用数	1人	17人	36人

## ⑥ファミリー・サポート・センター事業

### 事業内容

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と援助を行うことを希望する者（協力会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。



### 山鹿市の取組

- 山鹿市に在住又は勤務している、生後6か月から小学校の子どもがいる方（依頼会員）と自宅で子どもを預かれる方（協力会員）が相互援助をしてもらう活動を行っています。
- 平成15年より、社会福祉協議会に委託して事業を行っています。
- 保育園の送迎や放課後児童クラブのお迎えとしての利用が多くなっています。

### 【実績】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
協力会員	196人	124人	113人
依頼会員	120人	221人	225人
両方会員	21人	23人	20人
会員合計	337人	368人	358人
活動件数	306件	203件	389件

## ⑦一時預かり事業

### 事業内容

保育園や幼稚園に入園していない乳児又は幼児で、保護者の病気、入院、災害、事故、育児疲れの解消などの理由で、保育園で緊急・一時的に預かる事業です。

### 山鹿市の取組

●平成31年度からは公立3園、私立6園で一時預かり事業を実施しています。

### 【実績】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ利用者数	826人	584人	600人

## ⑧延長保育事業

### 事業内容

保育園に入園している子どもの保護者の就労、勤務時間等、やむを得ない理由で、保育時間の延長が必要な児童に対し、11時間の開園時間をさらに30分以上越えて行う保育のことです。

### 山鹿市の取組

●平成31年度からは公立2園、私立15園で延長保育を実施しています。

### 【実績】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実利用者数	158人	113人	97人



## ◎病児・病後児保育事業

### 事業内容

子どもが感染症等の病気のため保育園に行くことが出来ず、保護者も仕事等のために休めない時に、保育園等に併設された専用のスペースで保育士、看護師が一時的に保育を行う事業です。

### 山鹿市の取組

- 山鹿保育園に併設された病後児保育室（あすなろ）と三玉保育園に併設された病後児保育室（さくらんぼ）において、病後児保育事業を実施しています。なお、山鹿市では、病児児保育事業は実施していません。

実施施設数：2箇所

### 【実績】

施設名	平成28年度	平成29年度	平成30年度
あすなろ	575人	556人	505人
さくらんぼ	—	91人	115人
年間延べ利用児童数	575人	647人	620人



## ⑩放課後児童健全育成事業

### 事業内容

保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

### 山鹿市の取組

- 平成30年度は17クラブに委託して事業を実施しました。平成31年4月には、山鹿小学校区に「さくらクラブ」、中富小学校区に「放課後児童クラブこぐま」が新たに開設されました。また、菊鹿小学校区の「あんずっ子クラブ」が1クラブ増設されました。
- 放課後児童クラブにおいて、障がい児の受け入れを行うため、指導員を対象とした研修会を開催しています。

### 【実績】放課後児童クラブ登録児童数

放課後児童クラブ名	平成28年度	平成29年度	平成30年度
遊友クラブ（山鹿小）	63	58	44
かしの木クラブ（山鹿小）	44	39	38
にじいろクラブ（山鹿小）	44	42	46
クラブかわべっ子（山鹿小）	15	18	20
カンガルーくらぶ（八幡小）	46	55	40
なかよしくらぶ（八幡小）	—	—	38
なのはなクラブ（平小城小）	33	26	30
ひまわりクラブ（三岳小）	24	24	26
タンポポクラブ（三玉小）	36	39	38
らっこクラブ（大道小）	48	34	38
こあらクラブ（大道小）	—	23	38
放課後児童クラブまほろば（鹿北小）	39	36	38
あんずっ子クラブ（菊鹿小）	60	65	69
鹿本町放課後児童クラブ（来民小）	55	63	71
稲田っ子学童クラブ（稲田小）	26	25	25
かおう児童クラブ（めのだけ小）	37	47	48
つくしクラブ（めのだけ小）	27	17	24
合 計	597	611	671

注：各年度5月1日時点の登録児童数

#### (4) ニーズ調査結果の概要

##### ①調査の概要

###### ■調査の目的

国において平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が制定され、基礎自治体である市町村に「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられました。

「山鹿市子ども・子育て支援事業計画（第1期）」の計画期間が、令和元年度をもって終了することから、令和2年度を初年度とする『山鹿市子ども・子育て支援事業計画（第2期）』の策定に向けて、市民の子育て支援に関する生活実態やご要望・ご意見などを把握するために、「山鹿市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

###### ■調査実施方法

調査は、以下の方法により実施しました。

区 分	就学前児童調査	小学生調査
1. 調査対象者と抽出方法	山鹿市に居住する0歳から5歳までの小学校入学前乳幼児から無作為抽出	山鹿市に居住する小学1年生～4年生までの児童から無作為抽出
2. 調査方法	保育園等を通じて配布・回収	小学校を通じて配布・回収
3. 調査期間	平成31年3月12日 ～平成31年3月25日	平成31年3月4日 ～平成31年3月18日
4. 回収状況	配布数 1,200 回収数 876 回収率 73.0%	発送数 800 回収数 597 回収率 74.6%

###### ■集計に当たっての注意点

グラフは、パーセントで示しています。

グラフ中に表示している「n」は、パーセントを計算するときの母数となるサンプル数（回答者数）を示しています。

算出されたパーセントは、小数点第二位を四捨五入して、小数点第一位までの表示としているため、その合計が必ずしも100.0%にならない場合もあります。

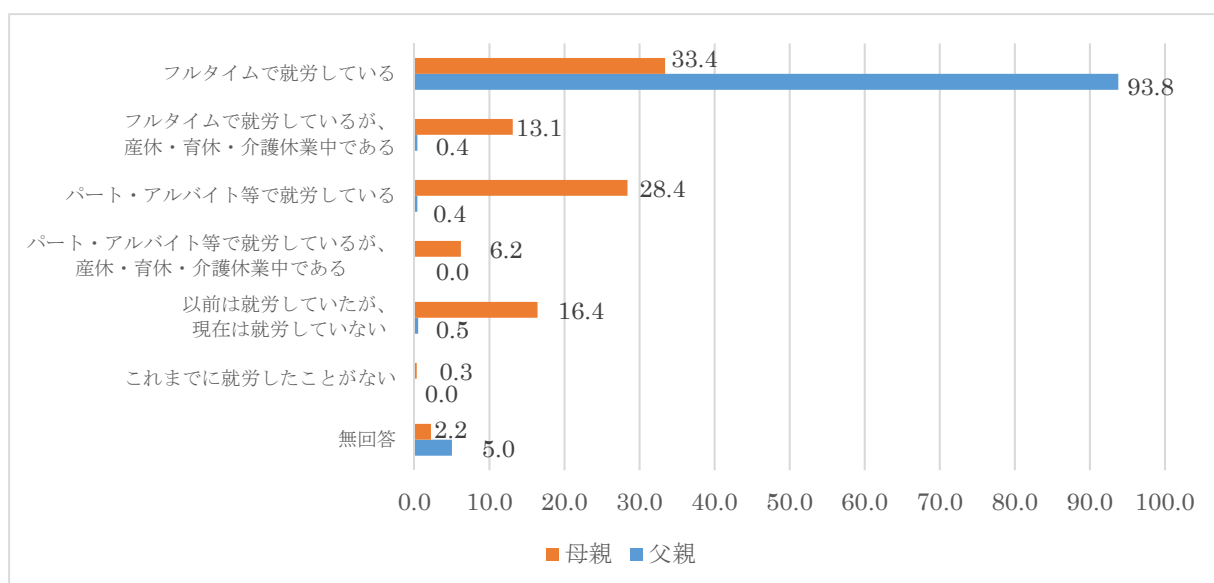
また、複数回答で質問している調査項目においては、その合計は100.0%を超えます。

## ②調査結果

### 〔就学前児童調査〕

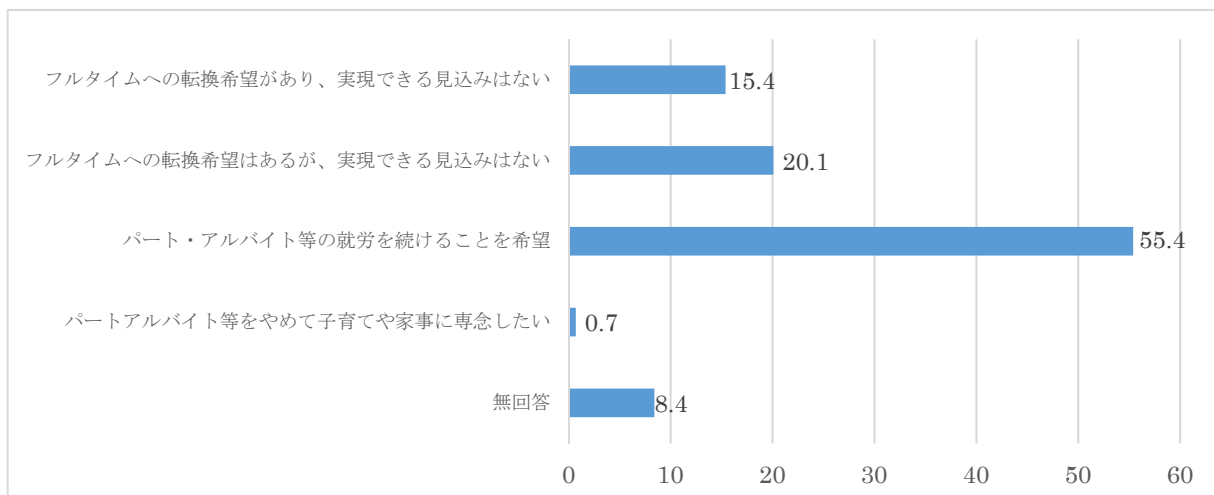
#### ■母親・父親の就労状況

母親の就労状況については、「フルタイムで就労している」が33.4%で最も高く、次いで、「パート・アルバイト等で就労している」が28.4%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が16.4%となっています。また、フルタイム就労者の母親の1週当たり就労日数については、「5日」が64.3%で最も高く、次いで、「6日」が16.1%、「4日」が8.8%と続いています。父親は、「フルタイムで就労している」が93.8%でほとんどを占めています。また、フルタイム就労者の父親の1週当たり就労日数については、「5日」が49.9%で最も高く、次いで、「6日」が34.6%、「7日」が4.2%と続いています。



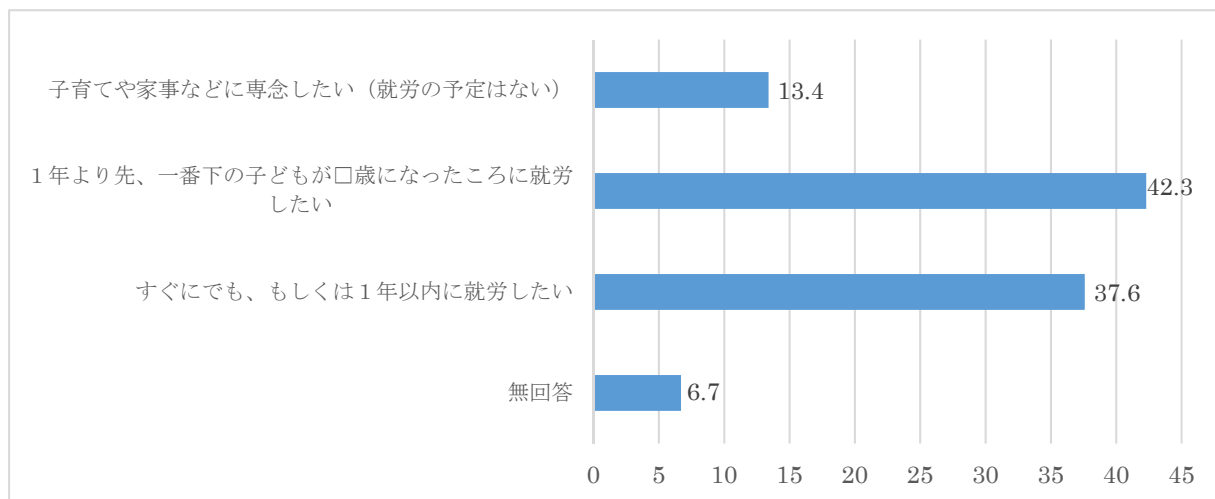
#### ■母親のフルタイムへの転換希望

母親のフルタイムへの転換希望については、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が55.4%で最も高く、次いで、「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が20.1%、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」が15.4%となっています。



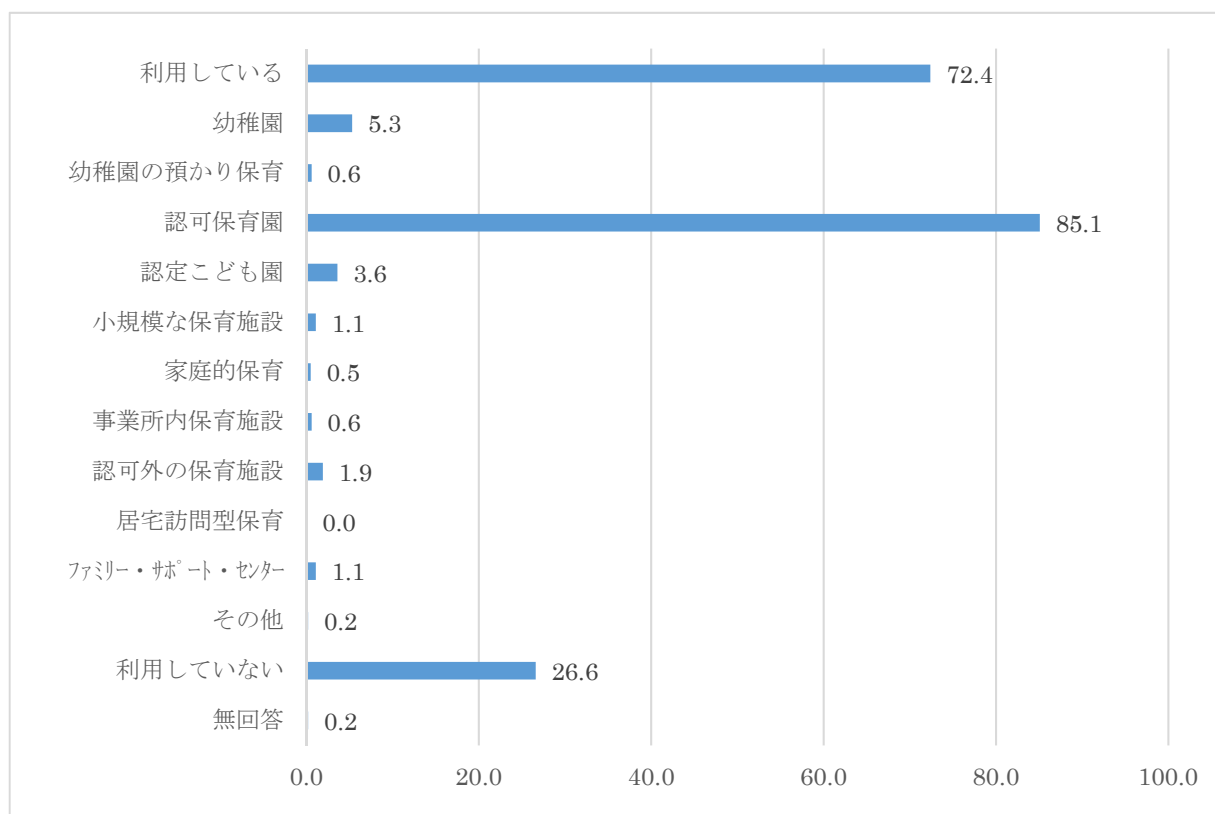
### ■現在就労していない母親の就労意向

現在就労していない母親の就労意向をみると、「1年より先、一番下の子どもが〇歳になったら就労したい」が42.3%、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が37.6%と、全体の就労意向は約8割と就労意欲が強くなっています。



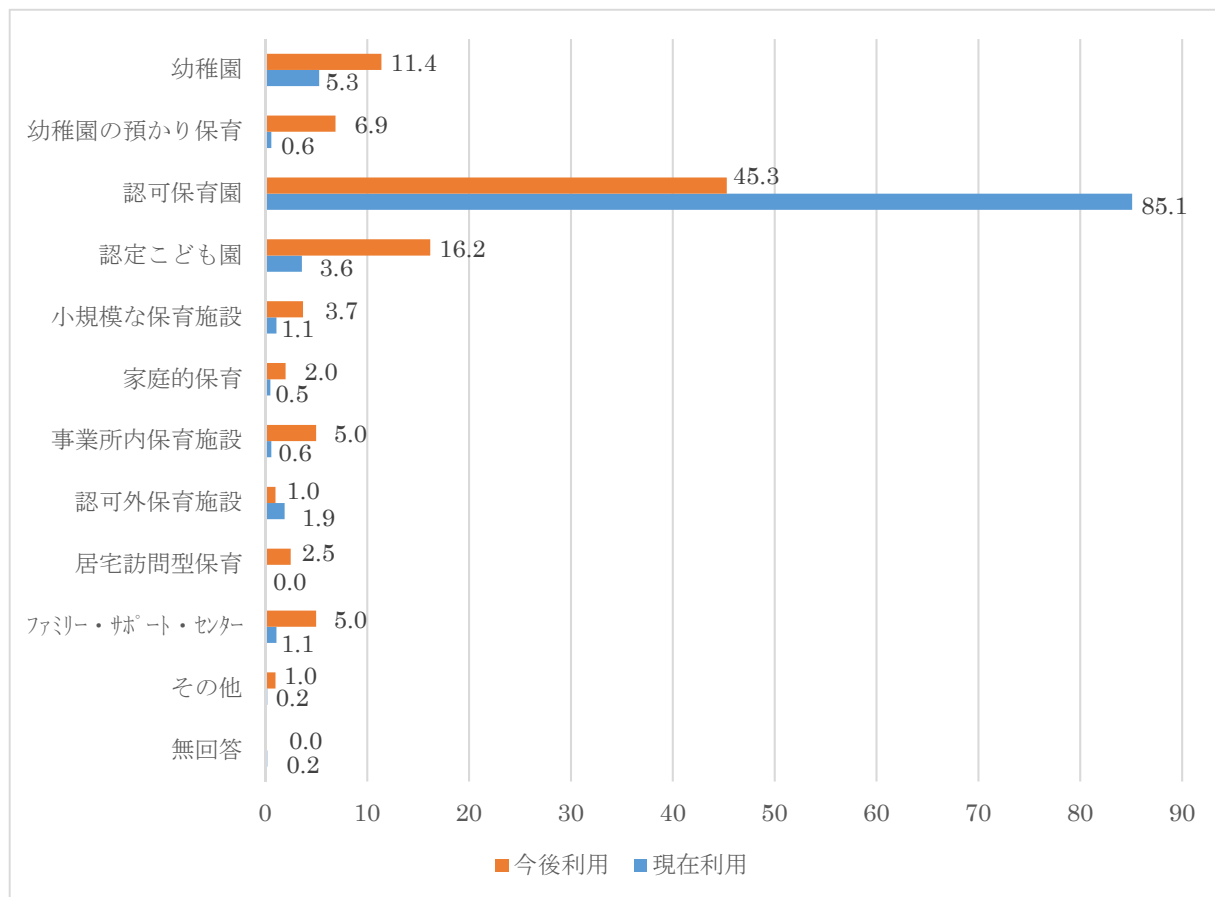
### ■平日の定期的な教育・保育事業に利用状況

現在、何らかの教育・保育サービスを利用している人は、72.4%で、利用している教育・保育サービスとしては、「認可保育園」が85.1%と大半を占めています。



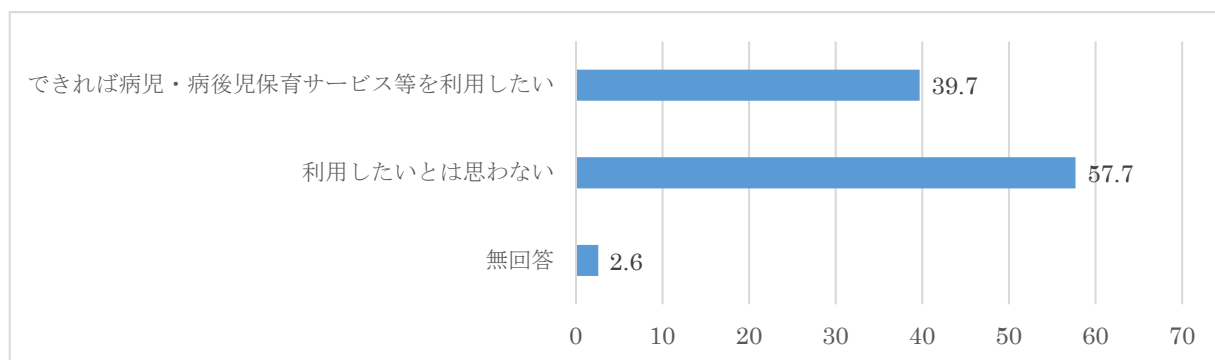
### ■今後の平日の定期的な教育・保育事業の利用希望

今後利用したい保育サービスをみると、「認可保育園」が45.3%(現在85.1%)で最も多く、次いで、「認定こども園」の16.2%(現在3.6%)、以下「幼稚園」の11.4%(現在5.3%)、となっており、相対的に「認定子ども園」の利用希望が増えています。



### ■病児・病後児保育の利用希望

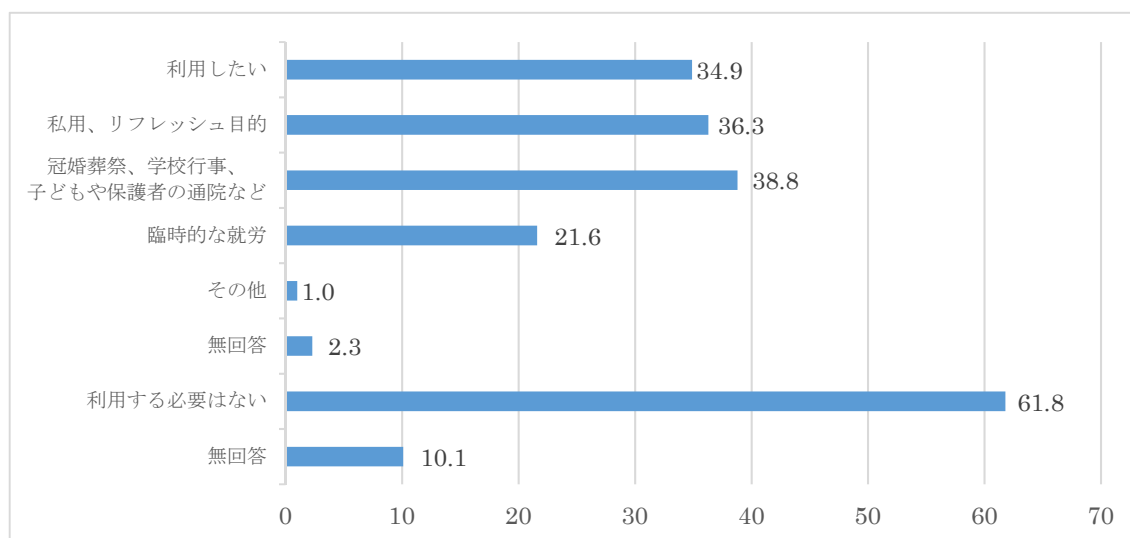
父親又は母親が仕事を休んで対処した家庭の病児・病後児保育の利用意向については、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」が39.7%あり、「利用したいとは思わなかった」が57.7%となっています。



### ■一時預かりの利用希望

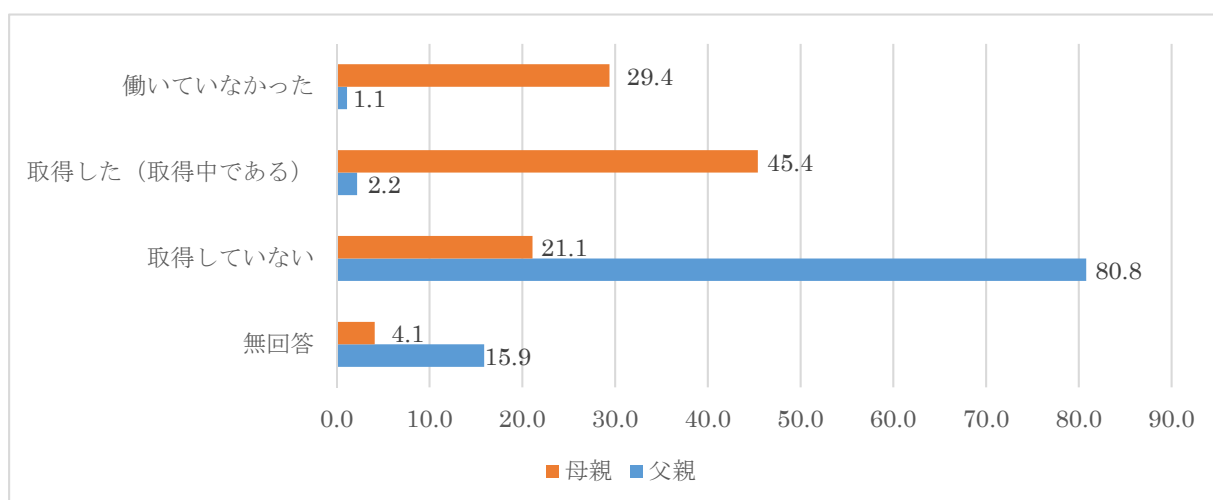
私用、保護者の通院、就労等の目的で、事業を利用する必要があるかどうかについては、「利用したい」が34.9%となっており、預けたい理由としては、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや保護者の通院」が38.8%、「私用、リフレッシュ目的」が36.3%、「臨時的な就労」が21.6%などとなっています。

なお、「利用する必要はない」が61.8%となっています。



### ■育児休業制度の利用状況

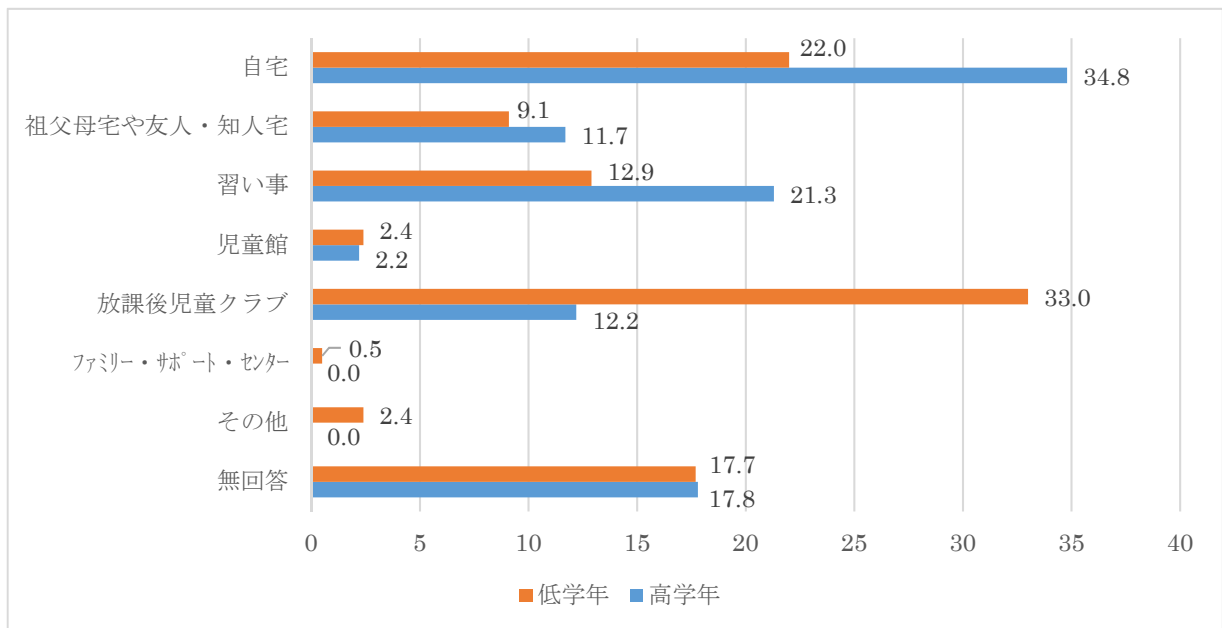
子どもが生まれた時の母親、父親の育児休業制度の利用経験については、母親では「取得した」が45.4%で最も高く、次いで、「働いていなかった」が29.4%、「取得していない」が21.1%の順になっています。一方、父親では「取得していない」が80.8%で大半を占めています。



### ■放課後（平日）過ごさせたい場所（4歳～5歳児を対象とした調査）

小学校低学年（1～3年生）のうちは、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思うかについては、「放課後児童クラブ」が33.0%と最も高く、次いで、「自宅」が22.0%、「習い事」が12.9%、「祖父母宅や友人・知人宅」が9.1%と続いています。

小学校高学年（4～6年生）になったら、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思うかについては、「自宅」が34.8%と最も高く、次いで、「習い事」が21.3%、「放課後児童クラブ」が12.2%、「祖父母宅や友人・知人宅」が11.7%と続いています。



### ■放課後児童クラブの授業日以外の利用意向

土曜日、日曜日・祝日、夏休み・冬休み等長期の休暇期間中、放課後児童クラブの利用希望については、土曜日では「低学年（1～3年生）の間は利用したい」が23.9%、「高学年（4～6年生）になっても利用したい」が21.1%となっており、反面、「利用する必要はない」が22.5%となっています。

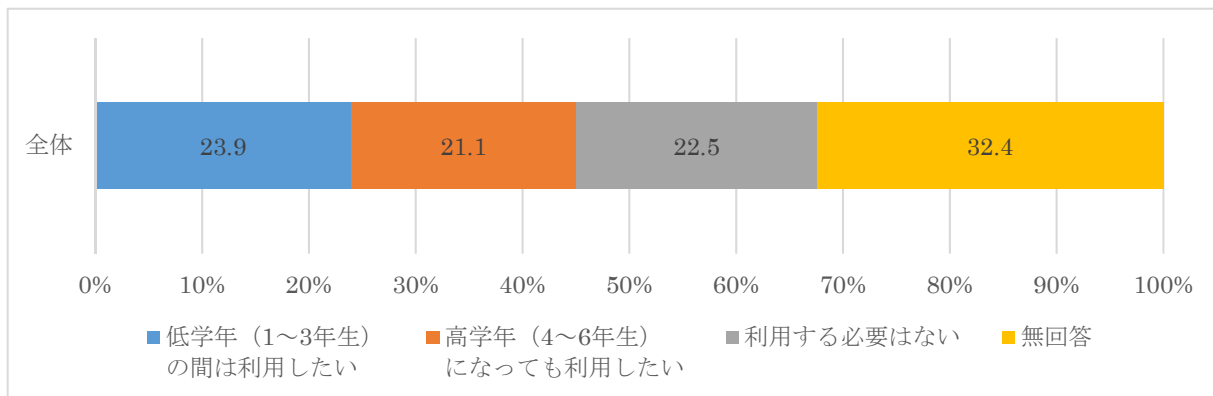
日曜日・祝日では「低学年（1～3年生）の間は利用したい」が7.1%「高学年（4～6年生）になっても利用したい」が5.7%となっており、反面、「利用する必要はない」が52.9%と大半を占めています。

夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中では「低学年（1～3年生）の間は利用したい」が32.9%、「高学年（4～6年生）になっても利用したい」が31.4%となっており、反面、「利用する必要はない」が1.4%となっています。

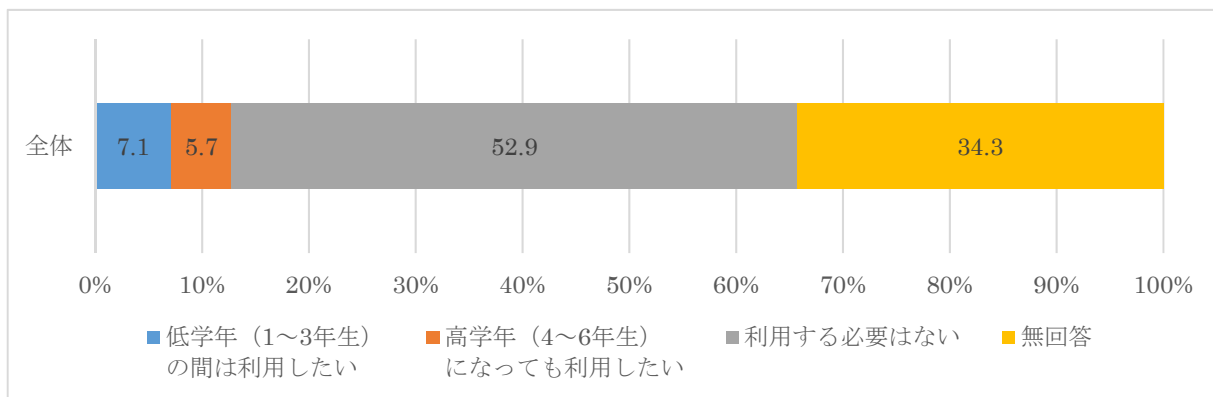
夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中の放課後児童クラブの利用希望が多く、日曜日・祝日の放課後児童クラブの利用希望は少なくなっています。



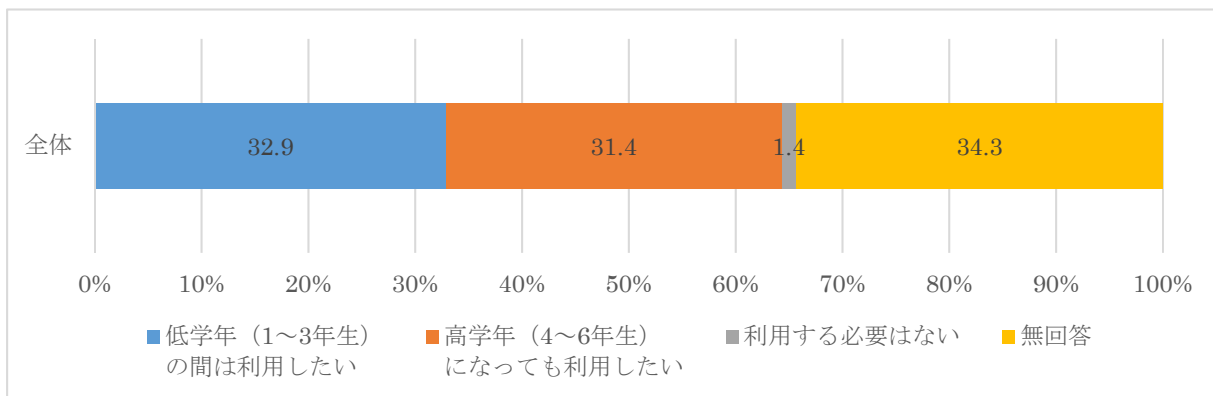
### (1) 土曜日



### (2) 日曜日・祝日



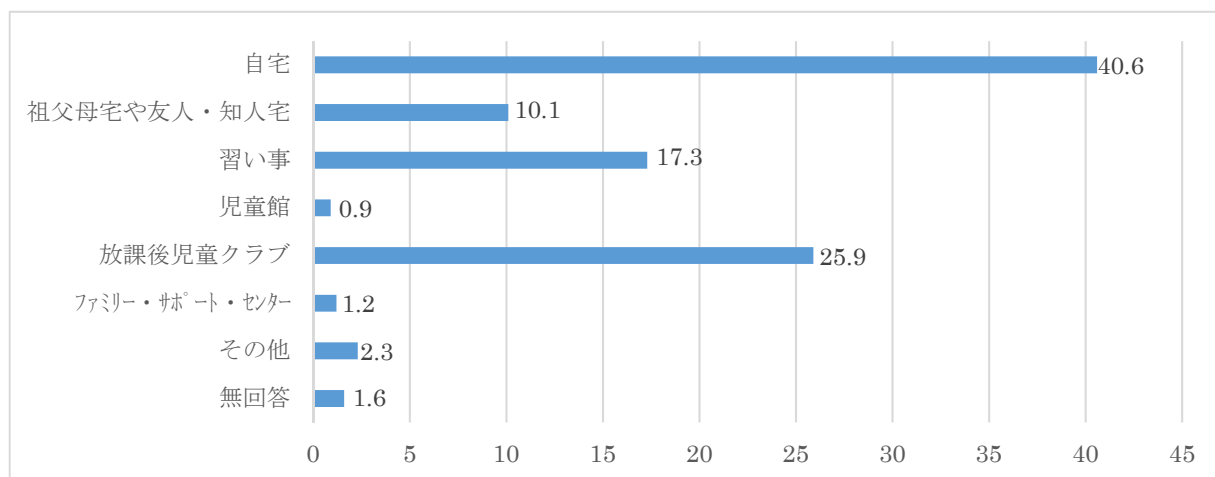
### (3) 夏休みや冬休みなど長期の休暇期間中



## 〔小学生児童調査〕

### ■小学校の放課後の過ごし方

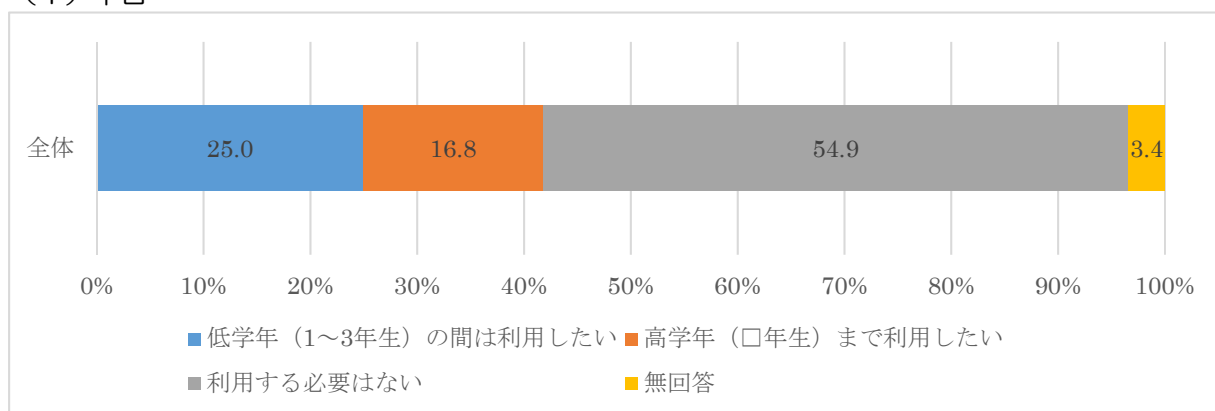
現在、放課後の時間をどのような場所で過ごしているかについては、「自宅」が40.6%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ」が25.9%、「習い事」が17.3%、「祖父母宅や友人・知人宅」が10.1%と続いています。



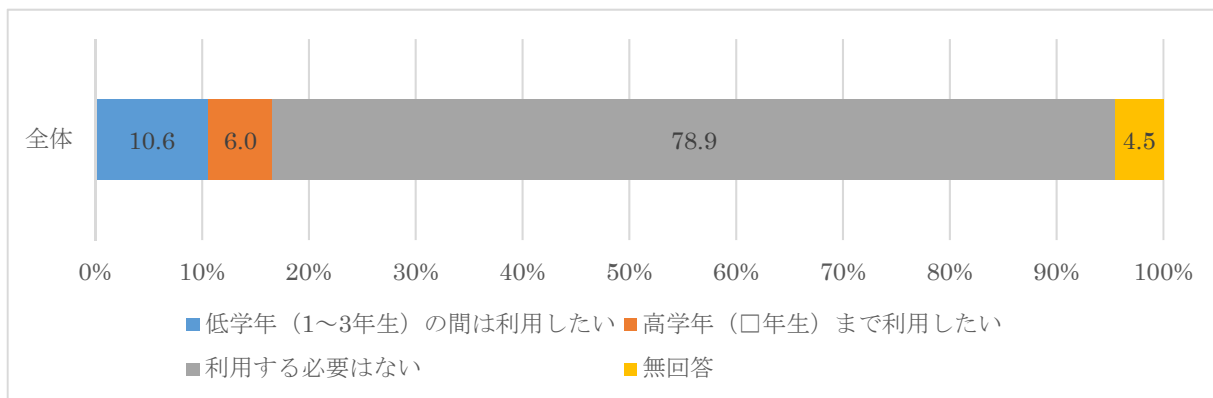
### ■放課後児童クラブの利用意向

放課後児童クラブの利用意向のうち、平日については、「低学年（1～3年生）の間は利用したい」が25.0%、「高学年□年生まで利用したい」が16.8%、「利用する必要はない」が54.9%となっています。土曜日については、「低学年（1～3年生）の間は利用したい」が10.6%、「高学年□年生まで利用したい」が6.0%、「利用する必要はない」が78.9%となっています。日曜日については、「低学年（1～3年生）の間は利用したい」が4.0%、「高学年□年生まで利用したい」が3.4%、「利用する必要はない」が88.3%となっています。夏休みや冬休み等長期の休暇期間中については、「低学年（1～3年生）の間は利用したい」が28.8%、「高学年□年生まで利用したい」が25.8%、「利用する必要はない」が42.4%となっています。

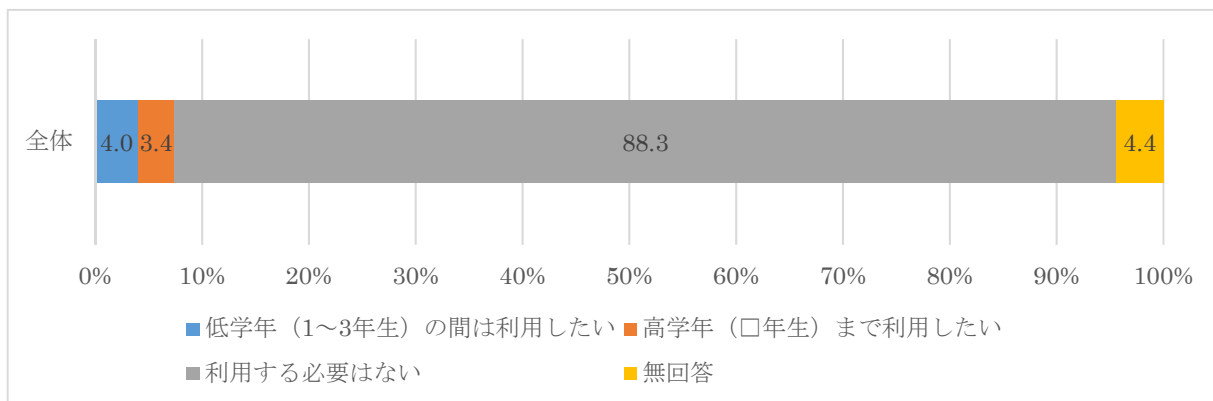
#### （1）平日



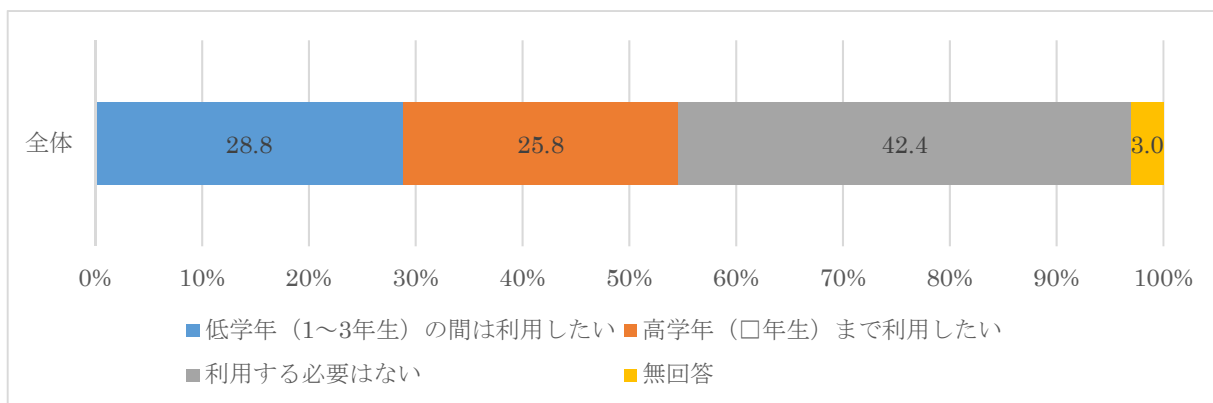
(2) 土曜日



(3) 日曜日



(4) 夏休みや冬休みなど長期の休暇期間中



## 2. 山鹿市子ども子育て支援事業計画（第1期）の総括

「山鹿市子ども子育て支援事業計画(第1期)」では、基本目標を達成するために6つの主要施策の柱を立て、計画の推進をしてきました。

### 主要施策 1 子ども子育て家庭への支援の充実を図ります

- ◆「山鹿市公立保育園・幼稚園再編整備計画（後期計画）」に沿い、公立保育園3園の民営化や保護者の就労形態にかかわらず、子どもが保育・教育の機会を等しく得ることが出来る「認定こども園」の整備にあたり、幼慈園、鹿本幼稚園を統合し、鹿本こども園を開設しました。民営化や統合に当たっては、園児や保護者に不安や負担を与えないよう丁寧な引継ぎを行いました。また、地域型保育施設（家庭的・小規模 A 型）が開園し、待機児童解消に努めました。
- ◆幼稚園・保育園・子育て支援関連施設によるネットワーク会議を年4回開催するとともに、研修体制の構築や小学校との連携を図り、子ども一人一人の特性に応じた保育の充実を図りました。
- ◆子育て支援センターにおいて、保健師と連携した訪問事業や各地域での連絡会議の開催等0歳から概ね18歳までの地域の子どもや子育て家庭の状況について情報の共有を図り、育児不安や負担感の軽減、子育ての見守りに努めました。
- ◆全ての子育て家庭に対して、子ども医療費現物支給の対象年齢を18歳まで引き上げや新生児オムツ購入券の交付等、各種経済的支援の充実を図りました。
- ◆子ども相談窓口において、子どもや子育てに対する相談体制の充実を図り、関係機関と連携して相談や支援の対応に努めました。
- ◆病後児保育事業については、法人保育園一箇所病後児保育施設を新設し、実施施設2箇所において、支援体制の充実を図りました。

### 主要施策 2 親子の健やかな成長を応援します

- ◆妊娠期から、出産期、新生児期、乳幼児期を通じて、母子の健康が確立されるよう、妊婦訪問や乳幼児全戸訪問、乳幼児健診、育児相談、発達相談等の母子保健事業の推進を図りました。また、子育てに対して不安や孤立感をかかえる家庭や様々な原因で養育が必要な家庭に対し、保健師、子育て支援センター、福祉援護課等が連携し、ケース会議や養育支援訪問等を行い、支援の充実を図りました。
- ◆妊婦・産婦・乳児健康診査の費用助成を行うことにより、妊娠届出後の未受診がなくなり、母体や乳児の健康保持、増進に努めました。
- ◆乳幼児健診時等に併せて、すくすく学級を実施し、乳幼児の発育発達に合わせた栄養指導を行い、保護者が生活習慣の基礎づくりの大切さを学ぶことで3歳児検診において、やせ・肥満を減少させることができました。
- ◆学校の授業で食事と健康の関連についての学習を通じて、学年に応じた健康づくりと食へ

の関心を育てることができました。また、乳幼児の発育発達に合わせた栄養指導を行い、保護者が生活習慣の基礎づくりの大切さを学ぶことができるよう支援しました。

- ◆幼稚園・保育園・小学校の連絡会を開催し、児童の各年代に応じた一連の計画を立てることができました。
- ◆中学校での就学児検診時を利用し、家庭教育の学習会を開催することができました。
- ◆救急・夜間医療に対応できる体制づくりのために、常勤小児科医の確保に努めましたが、確保には至りませんでした。今後も医師の確保に努め、安心できる体制づくりに努めます。
- ◆やまが肝いりどん事業における、婚活セミナー付きイベントを開催し、新聞に掲載されたことで、事業を広く周知することができました。このことで、新たな登録者を確保することができました。

### 主要施策 3 子どもの夢を育む遊びや学びの環境を整備します

- ◆子どもの基礎的な学力の養成を図り、生きる力を育成するために、研究指定事業の実施や各種研修会の充実を図り、教師の指導方法の工夫改善や指導力向上に努めました。また、少人数授業、チーム・ティーチングによるきめ細かな指導を行いました。
- ◆学校にサポートティーチャーの配置や不登校対策支援教室（オアシスクラブ）に職員の配置を行い、不登校対策に努めました。また、スクールソーシャルワーカーを配置し、子どもや保護者の悩みに関わり、いじめや不登校児童の減少を図ることができました。
- ◆小学校部活動の社会体育への移行をめざし、総合型地域スポーツクラブのPR活動等行いました。
- ◆子どもたちが本との出会いを通して夢を描き、人生を豊かなものにしていくために赤ちゃんが絵本と出会う「ブックスタート事業」「ブックスタート・プラス事業」の実施や、図書環境の充実、絵本の読み聞かせ等に取り組みました。また、読書活動推進員が各学校を巡回し、学校図書室の環境改善に努めました。
- ◆青少年健全育成大会において、PTAや青少年育成関係者を対象に若者の自立支援に関する講演会等を実施しました。
- ◆性や性感染症予防に関する正しい知識の普及、喫煙や薬物に関する教育を実施するとともに、学童期・思春期における心の問題に係る専門家の養成及び地域における相談体制の充実に努めました。

### 主要施策 4 子育てと仕事の両立支援を推進します

- ◆子育てと仕事の両立支援を図るため、通常保育、延長保育、放課後健全育成事業、病後児保育事業、幼稚園での預かり保育等を実施し、家庭と仕事の両立支援を行いました。未就園児家庭を対象とした保育園での一時預かり事業は、実施園を増やし、ニーズに対応しました。病後児保育事業については、1ヶ所増設し、2ヶ所で実施し、ニーズに対応することができました。

- ◆農業に携わる家庭全員が意欲を持って農業経営に参加できるように、就業条件の改善などを話し合い文書化する、経営協定締結ができました。
- ◆男女共同参画に対する理解を促すために、フォーラムやセミナーの開催や事務所訪問、啓発活動等行いました。フォーラムやセミナーの開催についての企業への周知は、ホームページへの掲載や企業連絡協議会の総会時に周知を図りました。

#### 主要施策 5 支援を必要とする子どもや子育て家庭への支援を充実します

- ◆ひとり親家庭に対して、様々な生活支援、子育てサービスの情報提供、周知を行いました。必要な事業の活用によって、生活基盤の確立を図り、自立を促すことができました。
- ◆虐待もしくは虐待の疑いのあるケースについては、「山鹿市虐待・暴力防止ネットワーク」の中で情報収集及び情報の共有を図り、関係機関との連携のもと、問題解決に当たりました。また、人権教育と関連して、校内研修において職員の意識を高めるとともに、保護者に対する啓発活動に努めました。
- ◆子どもの特性に応じた保育のあり方について、各保育園において公開保育を行うなど特別支援コーディネーター研修を開催し、特別支援保育の充実を図りました。インクルーシブ教育のシステム構築及び教師のスキルアップを図りました。
- ◆学校においては、普通学級に在籍する障がい児に対し、サポートティーチャーを配置し、学習支援や生活支援を行いました。

#### 主要施策 6 子どもや子育てにやさしい環境を整備します

- ◆あいさつ交通安全運動に併せた月2回の交通安全パトロール、職員やPTAによる校内外の巡回、青少年育成センターを中心とした夜間巡回活動等を実施し、児童・生徒の見守りを行いました。また、保育所、幼稚園、小学校での交通安全教室を警察及び交通指導員等と連携し、実施することができました。
- ◆ゲームセンターなどの商業施設への巡回や地域での少年のたまり場の確認などの夜間巡回を行い、青少年の健全育成に取り組みました。
- ◆市外から家族が転入されることにより、三世帯同居となる世帯の住宅整備の一部補助の広報・新聞等への広告掲載により周知を行いました。
- ◆開かれた学校づくりを目指すため、地域の人たちや保護者を招く「学校へいこう会」を防災無線による周知に加え、やまがメイトやデタポンによる情報提供を行い、より多くの市民に周知することができました。

### 3. 山鹿市の子ども・子育て支援施策の課題

本市の人口や世帯等の動向、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の状況、ニーズ調査結果、山鹿市子ども子育て支援事業計画（第1期）の総括を踏まえて、本市の子ども・子育て支援施策の課題を整理した結果は以下のとおりです。

#### (1) 地域における子育て家庭への支援

- 全国的に人口減少社会にある中で、本市の人口にも少子高齢化の影響がみられます。また、ひとり親世帯の増加がみられ、保育サービスの提供とともに、多様な生活支援の充実が必要となっています。
- ニーズ調査では、現在の教育・保育事業の利用状況は、「認可保育園」が圧倒的に多くなっています。一方で、今後の利用希望については、「認可保育園」に加えて「認定こども園」のニーズも多くなっています。ニーズ量に見合うだけの教諭や保育士等の確保するとともに、技術・技能の向上や既存施設における施設・設備の充実が必要となっています。
- ニーズ調査では、一時預かり事業や病児・病後児保育事業などに対する就学前保護者のニーズはともに3割を超え比較的多く、地域における子ども・子育て支援の中では重要な事業であり、ニーズにあった事業内容の充実を図る必要があります。
- 地域子育て支援拠点事業については、センター型5箇所プラス出張型1箇所を実施しており、今後も、子ども・子育て支援の地域拠点として0歳からおおむね18歳までの子どもを対象とした取組が求められます。
- 少子化や核家族化、人間関係の希薄化、地域内におけるつながりの希薄化などにより、子育てに関する孤立感が深まり、子育てそのものが親にとって負担になる場合があることから、安心して子育てができるように、妊娠期から子育てにわたり、連続した切れ目のない子育て支援体制の充実を図り、個々の状況に寄り添いながら支援していくことが必要です。
- 子どもたちに対し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減を図る必要がある。
- 子どもの特性に応じた保育の充実のため、幼稚園・保育園・子育て支援関連施設によるネットワーク会議を継続して開催するとともに、研修体制の構築や小学校との連携を図る必要があります。
- ファミリー・サポート・センター事業については、安心と温もりのある子育て支援の一つとして周知を行うとともに、会員登録の増加を図る必要があります。
- 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、山鹿市放課後児童クラブガイドラインに基づき、質の向上を図るとともに、障がい児受入れや、支援を要する児童へよりよい対応が求められています。
- ショートステイ・トワイライトステイ事業については、子育て支援の一環として緊急時の対応も含めて事業を継続していくとともに、制度周知を図る必要があります。

#### (2) 親子の健康の確保

- 女性の一生の中で、妊娠、出産、産褥期は、心身ともに大きく変化し、これに加えライフ

スタイルの変化を要求されるためとても重要な時期です。そのため、安全で快適な出産に向けたきめ細かな健康管理への支援をはじめ、妊娠、出産、育児に対する不安の軽減を図る心のケアが必要です。また子育てについての知識、親になるための準備として育児について学ぶ機会の確保が求められています。

- 病気や事故と隣り合わせの子どものため、そして子どもの発育等で不安を抱える保護者自身のためにも、身近な場所でもかかりつけ医を持つことや、病気や事故など子どもの緊急時にすぐに対応できる医療機関や小児救急医療の充実を図る必要があります。
- 生活水準の向上等により、子育て等に関する費用は増加しており、子育て家庭においては、出産費、養育費、教育費などが家計の負担となっています。子育てに伴う経済的負担の軽減を図るため、子ども医療費の助成、児童手当、児童扶養手当などの支給、教育費の負担軽減など、今後も負担の軽減を行っていく必要があります。

### (3) 子どもの夢を育む遊びや学びの環境の整備

- 家庭における食事や睡眠などの乱れを個々の家庭や子どもの問題として見過ごすことなく、社会全体の問題として地域が一丸となり、子どもの健やかな成長を期して学習意欲や体力の向上を図るための取組を推進することが必要です。また、子どもの基本的な生活習慣確立に向けて、子どもの成長・発達・食事等に関する相談事業や各種健康教育等の充実により、本市の家庭教育力向上を図る必要があります。
- 親自身が親として成長する親育ちの支援のほか、親になる前の世代に対して、命の大切さや親の役割についての理解を促すなど、親になるための準備教育が必要です。また、若い世代が子育ての楽しさや充実感を知らず負担感ばかりを募らせることがないよう、子どもとふれあう機会づくりや子育て支援の取り組みの周知など、親になる準備のできる環境をつくっていくことが必要です。
- 思春期の心の相談は学校のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる対応を実施していますが、今後ますます増加・複雑化が予想される相談に対し十分な対応ができるよう、カウンセリング機能の充実を図る必要があります。
- 「子ども総合相談窓口による相談対応」「虐待・いじめ等の相談対応」「児童の権利に関する条約の普及」「人権尊重の意識づくり」などの子どもの人権を守る仕組みづくりを進めてきましたが、これら諸事業の周知徹底を通して、地域や保護者が情報を共有できる環境づくりが必要です。
- 核家族化など世帯規模が縮小し、親同士のつながりが希薄化する中で、子育てのノウハウを経験者から次代の親へと伝えることが困難になり、子育てに何らかの不安感や負担感を抱く保護者が増えていることから、各種子育て講座や参加体験型の講座を開催し、保護者自ら子育てについて学べる機会を確保することが必要です。

### (4) 子育てと仕事の両立の推進

- 就学前児童での「育児休業制度」の取得状況をみると、母親 45.4%、父親 2.2%と男女での育児休業取得の差は依然として大きく、母親、父親ともに利用できるような環境を整備



する必要があります。

- 働きながら安心して子どもを産み育てるように、企業を含めた仕事と子育ての両立支援の環境を確立するため、「ワーク・ライフ・バランス」の考え方をさらに浸透させていく必要があります。
- 働き方改革や事業主及び従業員の意識を変え、仕事をしながら家族との時間を大切にできる職場環境作りが求められています。

#### (5) 支援を必要とする子どもや子育て家庭への支援

- 児童虐待については、その行為が密室等で行われる場合が多く、早期発見・早期対応が困難な場合が多くなっており、また、虐待する側においても、どのように育ててよいか分からない、子育ての孤立化、育児ストレス等の問題を抱えているケースも多いことから、虐待の早期発見・早期対応とあわせて、孤立化防止や相談体制の強化等により、虐待を防ぐ取組も必要です。
- ひとり親家庭の自立と子どもの健全育成のため、保育サービスの提供とともに、就労をはじめ多様な生活支援、子育てサービスの情報提供、相談体制の充実が必要です。
- 発達障がいを含む特別な支援を要する子どもの健全な成長を支援するため、特別支援育・障がい児保育のあり方の検討を関係機関と連携して取り組む必要があります。また、放課後児童クラブにおける、障がい児へのよりよい対応を行うため、支援員の専門性の向上を図る必要があります。
- 子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る必要があります。

#### (6) 子どもの安全確保と子育てにやさしい生活環境の整備

- 巡回等による見守り体制の強化や地域の防犯意識の向上を図り、子どもを被害から守り加害者にしないための継続した取組が求められます。
- IT時代に生きる子どもたちにとって、インターネットの利便性を享受することは不可欠ですが、親をはじめとする大人の新たな責任として、子どもたちにその危険性を十分認識させ、その利用には自己責任が伴うことを教えることが必要です。
- 子どもと子育て家庭にとって、子どもの目線からみた街づくりは、安全性の確保はもちろん、快適な生活環境づくりのために重要な課題です。道路や公園等の整備に関しては、バリアフリーの考え方を基本に安全かつ快適な整備が求められます。また、子どもたちが安全で安心して学べる学校施設の整備が求められています。

## 第3章

### 計画の基本的な考え方

## 1. 基本理念

- 以下の国の「基本指針」における「子ども・子育て支援の意義」や「山鹿市子ども・子育て支援事業計画（第1期）」の基本理念を踏まえ、本計画への基本的なビジョンを明確にします。

### 【国の基本指針より】

子ども・子育て支援新制度は、急速な少子化の進行、家庭や地域を取り巻く環境の変化に対応し、子どもや保護者に必要な支援を行うことで一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会を実現することを目的としています。

子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により、社会的な支援が必要な子どもやその家族を含め、子どもの生存と発達が等しく保障されるよう、良質で適切な支援の内容や水準が必要です。

子どもの成長においては、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期における心身の健全な発達を通じて、一人一人がかけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって育まれることができる環境を整備することが、社会全体の責任です。

子育てとは本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動し、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みです。

子ども・子育て支援は、以上のような考えをもとに、保護者が子育ての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援していくことを目指しています。

- 国の「基本指針」を踏まえ、本市の基本理念を考える上で前提となる留意点は以下のとおりです。

- ◆本市が目指す将来都市像との整合性を図る必要があります。
- ◆子育ての第一義的な責任は保護者にあることを前提として、保護者として自覚し成長することを地域全体で支援する必要があります。また、保護者が本市で子どもを産み育てることに生きがいを感じ、楽しみながら子育てができる環境づくりを進める必要があります。
- ◆子育て家庭の「支え」となり、社会全体が子育てを温かく応援する体制づくりを進めるため、家族、隣近所などの地域、行政、企業等がそれぞれの役割を果たす必要があります。

- このような前提となる留意点をもとに、以下の基本理念を設定します。

## **基本理念**

### **子どもの笑顔がかがやき 安心して子育てできるまち山鹿**

次代を担う「山鹿の宝」である子ども達のすこやかな成長は、親やその家庭、地域住民の願いであり、子どもたちの抱く“夢”の実現が、地域社会全体の明るい未来につながります。

そのために、家庭・地域・行政・企業等が一体となって子育て家庭の支えとなり、社会全体が子育てを温かく応援する体制づくりを進めることが大切です。地域や社会が子育て家庭に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、親が子育てに自信を持ち、子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じるような支援をしていくことで、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他なりません。

山鹿市では、次世代育成支援行動計画の基本理念を継承し、平成 27 年度から 5 年間を実施期間とする「子ども・子育て支援事業計画（第 1 期）」の中で、「子どもの最善の利益が実現される社会をめざす」ことを基本に、子ども・子育て支援の量の確保・質の向上や地域のすべてのひとがそれぞれの立場から子育てを温かく見守り、子どもの健やかな成長と子育てに喜びと生きがいを感じることができる社会を目指してきました。

本計画では、これまでの基本的な考え方を踏襲し、「子どもの笑顔がかがやき 安心して子育てできるまち山鹿」を基本理念としました。すべての子どもが様々な経験を繰り返しながら、「やればできる」「自分は必要な存在だ」「自分にもできることがある」等を体感し、良いところも悪いところも含め、ありのままの自分への自信、『自己肯定感』を育み、毎日が笑顔にあふれ、将来の夢が育まれるよう、地域みんなが子どもをあたたかいまなざしで包みながら、親が子育てに生きがいを感じ、安心して子どもを産み育てることのできる温もりあるまちづくりを目指していきます。

## 2. 基本目標

- 基本理念のもと、本市の子ども・子育ての将来の姿を実現するための基本目標を以下のように設定します。

「子どもの笑顔がかがやき 安心して子育てできるまち山鹿」を基本理念に、「親が子育てに生きがいを感じ、安心して子どもを産み育てることのできる温もりあるまちづくり」を目指して、以下の3つを基本目標を定め、子育て支援や子どもの健全な育成を推進していきます。

### 基本目標1 子どもが夢や希望をもって、すこやかに成長するための環境をつくります

- ◆発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援の量の確保と質の向上を図り、すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、“夢”に向かってたくましく生きていけるような環境を整えます。

### 基本目標2 地域一人一人が子育てを温かく見守り支える体制を整えます

- ◆地域のすべての人々が、それぞれの立場から、子どもとその養育に第一義的責任を有する子育て家庭を温かく見守ります。また、家庭、地域、事業者及び行政が連携して役割を果たすことで、子どもと子育て家庭を支えることができるきめ細かな体制づくりを目指します。

### 基本目標3 喜びや生きがいを感じながら子育てのできる体制づくりを目指します

- ◆保護者が不安や負担、孤立感を感じることなく、子育てに喜びと生きがいを感じながら安心して子育てを行えるように、子育て家庭のニーズに応じた支援を妊娠・出産期から切れ目なく提供していく体制づくりに努めます。

### 3. 主要施策の方向

ニーズ調査結果や子ども子育てに関する課題等を踏まえ、基本理念及び基本目標を実現するための主要施策の今後のあり方を示します。

#### 主要施策1 地域における子育て家庭への支援の充実

- ◆保育ニーズに対応した保育サービスを確保するため、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の確保、施設の充実を図ります。また、保育士などの人材を確保するとともに、幅広い子育て支援分野での人材を養成するために研修等への参加を推進し、質の向上を図ります。
- ◆幼稚園・保育園・子育て支援関連施設によるネットワーク会議を継続して開催するとともに、研修体制の構築や小学校とのきめ細かな連携を図り、全ての子どもが共に成長できるように一人ひとりの発達に寄り添うインクルーシブ保育に取り組めます。
- ◆子育て支援の地域拠点として、地域子育て支援センター5箇所において、乳幼児から若者（概ね18歳）を対象に、関係機関と連携を図りながら、子育て支援に取り組めます。
- ◆地域の身近なところで、子育て世代のための包括的な子育て支援の充実を図るために、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の構築を図ります。
- ◆幼児教育・保育の無償化の実施により、子どもたちの生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減を図ります。
- ◆特定教育・保育施設等を利用する2号認定で多子世帯第3子以降の子どもの副食費について無償化を実施し多子世帯の負担軽減を図ります。
- ◆保護者の多様化する就労形態や育児疲れによる保護者の負担軽減など、多様な保育ニーズに対応するため、通常の教育や保育、延長保育事業、病後児保育事業、一時保育事業、かり保育などのきめ細かな保育サービスの充実や量・質の確保を図ります。
- ◆仕事と育児の両立等、安心と温もりある子育て支援として、ファミリー・サポート・センター事業に取り組めます。また、事業内容の周知や会員登録の推進を図るとともに、利用しやすいサービスの構築を図ります。
- ◆山鹿市放課後児童クラブガイドラインに基づき、受け入れ体制の充実と質の向上を図ります。また、障がい児受け入れや、支援を要する児童へよりよい対応を行うため、職員の専門性の向上を目的とした研修を実施します。
- ◆ショートステイ・トワイライトステイ事業は、子育て支援の一環として緊急時の対応も含めて事業を継続していくとともに、制度周知を図ります。
- ◆児童館は、18歳未満のすべての子どもを対象とし、遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもを心身ともに健やかに育成します。

#### 主要施策2 親子の健康の確保及び増進

- ◆結婚、妊娠、出産、子育てのそれぞれのステージに応じて、相談・支援事業の周知徹底を図るとともに、悩みや不安に応えられる公的な支援の充実を図ります。
- ◆安全な妊娠や出産のための妊娠期・育児期の対処方法の検討など、若年の妊婦・母親や育

児不安の強い母親への支援の充実を図ります。

- ◆不妊治療、妊娠期での知識等の情報発信の充実や経済的負担の軽減を図ります。
- ◆母子保健の理念の普及や啓発、訪問や相談の一層の充実を図ります。
- ◆発達段階に合わせた健康診査等を通して小児期の健康管理を推進します。
- ◆病気の早期発見等のため、定期健診の継続的な取組を進めます。
- ◆栄養指導や離乳食教室を実施し、食物アレルギー対策等も含む食育を推進します。
- ◆救急・夜間小児医療に対応できる体制を整えます。
- ◆保護者の子育てに係る経済的負担の軽減に寄与するため、子ども医療費の18歳までの無料化等の各種経済的支援を継続的に推進します。
- ◆心身のバランスのとれた成長を促すための保健教育を推進します。

### 主要施策3 子どもの夢を育む遊びや学びの環境の整備

- ◆子どもが山鹿の歴史や自然・人々に触れながら、心豊かに成長するために教育と福祉が連携して様々な取組を行います。
- ◆知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育成するために主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行い、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開します。
- ◆生涯にわたって健やかに生きるための基礎を培うために「食育」を推進します。
- ◆次代の親となる小学生・中学生・高校生を対象として、赤ちゃんふれあい交流事業を推進し、赤ちゃんや子育て中の親との交流を通して、結婚や出産、育児、命の尊さ等について考える機会をつくっていきます。
- ◆国際交流等を通して、グローバルな感性・視点を持つ子どもを育てます。
- ◆子どもが積極的にスポーツや自然体験・菜園活動に親しむ環境を整備します。
- ◆地域に開かれた幼稚園・保育園・学校づくりを継続し、施設の開放や地域交流・世代間交流を通して地域の中で子どもの成長を見守り支える取組を進めます。
- ◆幼・保・小・中・高等学校の連携を推進し、連続性のある子育て支援を進めます。
- ◆「山鹿市子ども総合相談窓口」において、子どもに関する様々な相談対応を行います。また、相談内容の多様化・複雑化に対応するため、関係機関との連携を強化し、問題解決に努めます。
- ◆「青少年育成市民会議」が中心となり、関係機関と連携し、青少年の健全育成の環境づくりに取組みます。
- ◆ひだまり・こもれび図書館を拠点に読書活動の推進を図ります。
- ◆子育て中の保護者の経済的負担を軽減するため、新入学児童に支援を行います。
- ◆いじめや少年非行等の問題行動や不登校に対応するための学校、家庭、地域等とのネットワークの形成を図ります。
- ◆「親の学び」プログラムにより、講師（プログラムトレーナー）を派遣します。参加体験型の学習スタイルで、子育てのポイントを身近な話題から楽しく学んでもらう講座など家庭教育の支援を行います。

#### 主要施策4 子育てと仕事の両立支援の推進

- ◆仕事と生活の調和の推進を図ります。
- ◆子育てをする誰もが「ワーク・ライフ・バランス」を達成し、充実した生き方を選択できるよう、啓発活動による育児休業制度等の各種制度の周知、就労支援による女性の社会進出促進等実施し、男女共同参画社会実現のための意識・社会基盤の整備を進めます。
- ◆事業所向けフォーラムや事業所訪問を通し、働き方改革を促す目的のよかボス企業への登録案内や事業主及び従事者の意識を変えることで仕事をしながら家族との時間も大切にできる職場環境作りを推進します。

#### 主要施策5 支援を必要とする子どもや子育て家庭への支援の充実

- ◆虐待や支援を必要とする子ども、DV被害の母親等への対応として、虐待・防止ネットワーク等の体制の充実を図ります。また、人権教育や講座等を通して、子どもの人権に対する意識を高める取組みを推進します。
- ◆ひとり親家庭の自立と子どもの健全育成のための多様な生活支援、子育てサービスの情報提供、相談体制の充実、制度の周知を図ります。
- ◆障がいの状況に応じた対応や支援が必要と思われる児童の早期対応等を図るため、専門機関と連携し、より一層の統合保育を実施します。
- ◆発達障がいを含む特別な教育的支援を必要としている子どもの健全な成長を支援するため、合理的な配慮に基づいた学習環境づくりに取り組むとともに、多様なニーズに対応するための相談体制の充実を図ります。
- ◆山鹿市全体の就学のための教育支援を充実させるため、幼稚園・保育園等、小中学校や特別支援学校・療育センター等と連携し、特別支援教育コーディネーターの研修により、指導力の向上を図ります。
- ◆経済的な理由により、就学が困難な児童生徒の保護者に援助や貸付を行います。
- ◆子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されないことがないように、また、貧困が世代を超えて連鎖しないよう環境整備と教育の機会均等を図り、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

#### 主要施策6 子どもの安全確保と子育てにやさしい生活環境の整備

- ◆地域の中で安心して子育てができるよう、子育てを応援するボランティアの養成や、「子育て応援の店」の登録を推進し、地域ぐるみで子育てを見守り支える活動を推進します。
- ◆下校時間帯や夜間の防犯パトロール、講演会や街頭啓発及びキャンペーンに努め、青少年が健全に育ち非行がない明るい社会を築くとともに、防犯意識の向上を図ります。
- ◆幼児期からの交通安全意識の高揚を図るため、交通安全教室等の開催をします。
- ◆子どもや保護者にやさしい道路整備や安心・安全で楽しく遊べる公園の整備を進めます。
- ◆子どもたちが安全で安心して学べる学校施設の整備を進めます。
- ◆子育て家庭が安心して生活できる住宅の維持・管理への取組を進めます。
- ◆青少年の健全な育成を図るため、学校、地域、家庭が一体となったあいさつ運動や「学校



へ行こう会」の取組みを行います。

#### 4. 家庭・地域・事業者・行政の役割

##### (1) 家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭が子どもの基本的生活習慣の確立や人格形成にとって重要な役割と責任を持っていることを自覚することは大切です。

このことを踏まえ、子どもとのスキンシップやコミュニケーションを通して、明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが望まれます。

また、家庭では、性別等の固定的な役割分担意識にとらわれないよう、保護者や家庭だけでなく市民の意識を高める取組を行います。

##### (2) 地域の役割

子どもにとって、地域は充実した健全な日常生活を営んでいく上で重要な場であり、子どもは地域との係わりの中で社会性を身につけ、成長していきます。

そのため、地域は、家庭環境や心身の障害の有無等にかかわらず、すべての子どもが、地域住民との交流を通じて健全に成長できるよう支援していくことが大切です。

また、地域全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育とうとする力」を伸ばすため、地域で活動している様々な団体が、行政や市民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが重要です。

##### (3) 事業者の役割

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識などを解消し、働きやすい職場環境をつくることが大切です。

そのため、事業者・職場自体が、多様な働き方を選択できるような職場環境をつくるよう努めるとともに、働く人々がワーク・ライフ・バランスの認識を深めることが重要です。

##### (4) 行政の役割

行政は、子育て支援のための保健・医療・福祉、教育、労働、住宅、生活環境など多様な分野にわたる取組が必要であるため、関係部局間の連携を図り、総合的な施策の推進に努めます。

また、国、県、保健所、児童相談所等の関係機関とより一層の連携強化に努め、施策・事業計画的な推進を図っていきます。

## 第4章

### 事業計画

## 1. 市町村子ども・子育て支援事業計画について

子ども・子育て支援法では、市町村子ども・子育て支援事業計画において、5年を一期とする「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の提供体制の確保等に関する計画を定めることとされています。

また、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域を定め、ニーズ調査の結果等をもとに、区域ごとに「利用量の見込み（需要）」（＝量の見込み）を設定し、その量の見込みに対する提供体制の確保の内容及びその実施時期（＝確保方策）定めることになっています。

教育・保育施設	地域子ども・子育て支援事業
<p>【施設型給付】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○認定こども園（幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設）</li> <li>○幼稚園</li> <li>○保育園</li> </ul> <p>【地域型保育給付】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○小規模保育（定員6人～19人）</li> <li>○家庭的保育（定員5人以下）</li> <li>○居宅訪問型保育（子どもの居宅において行う保育）</li> <li>○事業所内保育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①地域子育て支援拠点事業</li> <li>②子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）</li> <li>③一時預かり事業</li> <li>④延長保育</li> <li>⑤病児・病後児保育事業</li> <li>⑥放課後児童健全育成事業</li> <li>⑦妊娠健康検査事業</li> <li>⑧乳児家庭全戸訪問事業</li> <li>⑨養育支援訪問事業</li> <li>⑩子育て短期支援事業</li> <li>⑪利用者支援事業</li> <li>⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業</li> <li>⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業</li> </ul>

## 2. 教育・保育提供区域の設定

区域の設定に当たっては、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件」、「現在の教育・保育の利用状況」、「教育・保育を提供するための施設の整備の状況」等を総合的に勘案し、「保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域」（以下「教育・保育提供区域」）を定めることになっています。

本市では、利用者のニーズや一時的な需要の増減に柔軟に対応できるよう、また、供給体制の確保が行いやすいよう「市全域」を教育・保育提供区域とします。

### 3. 教育・保育の量の見込み及び確保方策

#### (1) 量の見込み及び確保方策

山鹿市では、量の見込み（＝需要量）に対して、現在の教育・保育施設での受け入れが可能であるため、需要に応じた利用定員（＝供給量）を設定することで対応します。

各年度における教育・保育の量の見込み及び確保方策については、以下のとおりです。

#### ■認定区分と提供施設

認定区分	対象年齢	内容	提供施設
1号認定	3～5歳	学校教育のみ（保育の必要性なし）	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳	保育の必要性あり	保育園、認定こども園
3号認定	0～2歳	保育の必要性あり	保育園、認定こども園、地域型保育事業

#### ■教育・保育の量の見込み及び確保方策

市全域		令和2年度							
		1号認定	2号認定		3号認定				
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1～2歳保 育必要	0歳 保育必要			
教育希望が 強い	左記以外								
量の見込み ①		51人	1,109人		793人				
		51人	60人	1,049人	585人	208人			
確保 方 策	幼稚園	105人	-----						
	認定こども園（幼稚園部分）	45人							
	認定こども園（保育園部分）						62人	26人	12人
	保育所						972人	548人	200人
	地域型保育事業							10人	4人
	計	150人					1,034人	584人	216人
合計 ②		150人	1,034人		800人				
過不足 (②－①)		99人	▲75人		7人				

※「2号認定」の「教育希望が強い」は、保護者の就労等により保育の必要性がある者のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い者であり、幼稚園において定員数を確保するもの

市全域		令和3年度							
		1号認定	2号認定		3号認定				
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1～2歳保 育必要	0歳 保育必要			
教育希望が 強い	左記以外								
量の見込み ①		50人	1,075人		775人				
		50人	58人	1,017人	569人	206人			
確保 方 策	幼稚園	105人	-----						
	認定こども園（幼稚園部分）	45人							
	認定こども園（保育園部分）						62人	26人	12人
	保育所						972人	548人	200人
	地域型保育事業							10人	4人
	計	150人					1,034人	584人	216人
合計 ②		150人	1,034人		800人				
過不足 (②—①)		100人	▲41人		25人				

※「2号認定」の「教育希望が強い」は、保護者の就労等により保育の必要性がある者のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い者であり、幼稚園において定員数を確保するもの

市全域		令和4年度							
		1号認定	2号認定		3号認定				
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1～2歳保 育必要	0歳 保育必要			
教育希望が 強い	左記以外								
量の見込み ①		46人	1,009人		767人				
		46人	54人	955	563人	204人			
確保 方 策	幼稚園	105人	-----						
	認定こども園（幼稚園部分）	45人							
	認定こども園（保育園部分）						62人	26人	12人
	保育所						972人	548人	200人
	地域型保育事業							10人	4人
	計	150人					1,034人	584人	216人
合計 ②		150人	1,034人		800人				
過不足 (②—①)		104人	25人		33人				

市全域		令和5年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1～2歳保 育必要	0歳 保育必要
教育希望が 強い	左記以外					
量の見込み ①		44人	959人		763人	
		44人	52人	907人	559人	204人
確保 方 策	幼稚園	105人				
	認定こども園（幼稚園部分）	45人				
	認定こども園（保育園部分）		62人	26人	12人	
	保育所		972人	548人	200人	
	地域型保育事業			10人	4人	
	計	150人	1,034人	584人	216人	
合計 ②		150人	1,034人	800人		
過不足（②—①）		106人	75人	37人		

市全域		令和6年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1～2歳保 育必要	0歳 保育必要
教育希望が 強い	左記以外					
量の見込み ①		43人	940人		756人	
		43人	50人	890人	555人	201人
確保 方 策	幼稚園	105人				
	認定こども園（幼稚園部分）	45人				
	認定こども園（保育園部分）		62人	26人	12人	
	保育所		972人	548人	200人	
	地域型保育事業			10人	4人	
	計	150人	1,034人	584人	216人	
合計 ②		150人	1,034人	800人		
過不足（②—①）		107人	94人	44人		

## (2) 教育・保育施設の一体的提供の推進

認定こども園は、幼稚園及び保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であり、児童福祉を学校教育の両面から、子ども一人一人へのきめ細かな発育を支援します。

本市においては、幼稚園、保育園、認定こども園などの施設形態の違いを踏まえ、それぞれの施設において教育・保育・子育て支援の提供が総合的かつ一体的に図られるよう、施設・事業者の創意工夫を活かした運営を促進していきます。

認定こども園の新たな設置については、利用者のニーズや設置者の意向を的確に把握し、施設・設備等の状況を踏まえて、普及促進を図ります。

## (3) 教育・保育の質の向上

ニーズ調査では幼児期の教育へのニーズが高まっており、幼稚園教諭、保育士と小学校教員が連携し、子ども一人一人にとって最善の利益となることを目指し、幼・保・小の連携を強化します。

子どもの「行動の特徴」「具体的な興味や関心」「遊びの傾向」「社会性の育ち」「内面的な育ち」「健康状態」「発達援助の内容」等、子ども一人一人の様子を小学校に伝える方法を検討し、小学校の教員が子どもの特性を適切に把握し、教育に生かすことができるシステムの構築を図ります。

## (4) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

小学校就学前児童の保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に認定こども園、幼稚園、保育園又は地域型保育事業等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援を行います。

特に、現在0歳児の子どもの保護者が、保育園等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、育児休業満了時（原則一歳到達時）からの認定こども園、幼稚園、保育園又は地域型保育事業等の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境整備について検討します。



#### 4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

##### ①地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、子育て親子の交流の場の提供、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講習等を行う事業です。

(延べ)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	20,400 人日	19,992 人日	19,800 人日	19,656 人日	19,524 人日
実施箇所数	6 箇所	6 箇所	6 箇所	6 箇所	6 箇所
確保の内容 ②	20,400 人日	19,992 人日	19,800 人日	19,656 人日	19,524 人日
過不足 (②-①)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

子育て親子や地域住民との交流を促進し、育児不安の軽減や孤立化の解消に努めます。

また、保育士や保健師と連携して、相談対応や子育て家庭の訪問を実施し、子どもの健やかな成長を図ります。乳幼児からおおむね18歳を対象として、関係機関との連携を図りながら、子育て支援に取り組みます。

##### ②子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と援助を行うことを希望する者（協力会員）との、相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	279 人日	270 人日	267 人日	262 人日	255 人日
就学前（病児・緊急対応強化事業を除く）	97 人日	95 人日	92 人日	89 人日	88 人日
就学前（病児・緊急対応強化事業）	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
就学後	182 人日	175 人日	175 人日	173 人日	167 人日
実施箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
確保の内容 ②	279 人日	270 人日	267 人日	262 人日	255 人日
過不足 (②-①)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

本事業については、ファミリー・サポート・センターの継続的なPRを行うとともに、相互援助活動が安全にスムーズに行えるように、入会時の指導や確認を徹底します。



また、協力会員のレベルアップのための研修の充実等を図ります。

### ③-1 幼稚園における一時預かり事業（預かり保育）

幼稚園及び認定こども園において、通常の教育時間終了後に、在園児を対象として預かり保育を行う事業です。

（延べ）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	311人日	302人日	283人日	269人日	264人日
実施箇所数	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所
確保の内容 ②	311人日	302人日	283人日	269人日	264人日
過不足 (②-①)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

今後とも、通常の教育時間終了後に、保育が必要な幼児に対して量の確保とともに、預かり時間中での安全・安心の確保のための人材や設備等の充実を図ります。

### ③-2 保育園等における一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、昼間に、認定こども園及び保育園において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

（延べ）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	375人日	366人日	352人日	343人日	338人日
実施箇所数	9箇所	9箇所	9箇所	9箇所	9箇所
確保の内容 ②	375人日	366人日	352人日	343人日	338人日
過不足 (②-①)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

今後とも、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児に対して量の確保とともに、預かり時間中での安全・安心の確保のための人材や設備等の充実を図ります。

#### ④時間外保育事業（延長保育）

入園している子どもの保護者の就労、勤務時間等やむを得ない理由で、保育時間の延長が必要な児童に対し、11時間の開園時間をさらに30分以上越えて行う保育のことです。

（実数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	141人	138人	132人	129人	127人
実施箇所数	17箇所	17箇所	17箇所	17箇所	17箇所
確保の内容 ②	141人	138人	132人	129人	127人
過不足 (②-①)	0人	0人	0人	0人	0人

本事業は、保護者の就業形態の多様化に伴い、一定のニーズがあるため、継続して事業を行います。

#### ⑤病後児保育事業

病気の回復期にある児童を一時的に預かることにより、保護者の子育てと就労の両立支援を行うものです。

（延べ）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	789人日	769人日	740人日	717人日	708人日
実施箇所数	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
確保の内容 ②	789人日	769人日	740人日	717人日	708人日
過不足 (②-①)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

病気による突発的・単発的な保育ニーズに応える本事業は、保護者からのニーズが高い事業であるため、継続的に2箇所の施設で実施します。

## ⑥放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就労しているまでの児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【市全体】

(実数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	716人	696人	692人	680人	670人
1年生	184人	175人	185人	175人	158人
2年生	187人	184人	175人	185人	175人
3年生	201人	187人	184人	175人	185人
4年生	80人	85人	79人	79人	75人
5年生	52人	53人	57人	53人	52人
6年生	12人	12人	12人	13人	12人
実施箇所数	20箇所	20箇所	20箇所	20箇所	20箇所
確保の内容②	716人	696人	692人	680人	670人
過不足(②-①)	0人	0人	0人	0人日	0人日

放課後児童健全育成事業の実施については、女性の就業割合の高まりや核家族の進行などにより、今後も高いニーズが見込まれる事業であるため、引き続き学校・地域等と連携して安心かつ安全な居場所作りを推進し、児童の主体性、社会性、及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図ります。

また、小学校の統合に伴うクラブの統合・再編については、運営委員会や保護者と連携を図りながら、進めていきます。

## ⑦妊婦健康診査

妊婦の健康の保持増進を図るため、妊婦に対する健康診査を行い、14回分の妊婦健康診査の費用及び妊婦精密検査の費用（上限2回）を公費負担します。

(実数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	550人	545人	540人	535人	530人
確保の内容	実施場所：医療機関 検査項目：健康状態の把握、保健指導、定期検査（血圧、尿、計測等）その時期に応じた検査（超音波、子宮がん、貧血、血統、風疹抗体、HIV抗体、血液型等）				

妊婦健康診査については、今後とも母子保健の観点からもっとも重要な事業であり、継続

して取り組んでいきます。

併せて本事業をはじめとした母子保健施策については、妊娠・出産期からの切れ目のない支援という観点から、母子保健に関する知識の普及、妊産婦への保健指導など幅広い取組を推進していきます。

### ⑧乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、親子の心身の状況・養育環境の把握、必要な保健指導を行い、健全な育成環境の確保を図ります。

(実数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	350人	345人	340人	335人	330人
確保の内容	実施体制：保健師10人				

本事業は、乳児のいる家庭の育児不安の軽減や育児能力を身につけるために重要な事業であることから、今後とも子育てに関する情報提供や養育環境等の把握に継続的に取り組んでいきます。

### ⑨養育支援訪問事業

子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要な家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助又は保健師等による具体的な養育に関する指導助言を訪問により実施することにより、個々の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。

(延べ)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	80人	80人	80人	80人	80人
確保の内容	実施体制：保健師10人、栄養士3人				

本事業は、養育支援の必要な保護者にとっては重要な事業であり、今後とも、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を継続的に取り組むとともに、その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業の充実も併せて行います。

## ⑩子育て短期支援事業

### 【短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）】

保護者の疾病や育児疲れ等の理由で、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合又は保護者による児童に対する虐待、配偶者からの暴力その他の経済的な理由により、緊急で一時的に児童又は母等を保護することが必要な場合に、児童養護施設等において当該児童の養育若しくは保護又母等の保護を行います。

(延べ)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	35人日	35人日	35人日	35人日	35人日
実施箇所数	7箇所 市内3箇所 市外4箇所	7箇所 市内3箇所 市外4箇所	7箇所 市内3箇所 市外4箇所	7箇所 市内3箇所 市外4箇所	7箇所 市内3箇所 市外4箇所
確保の内容 ②	35人日	35人日	35人日	35人日	35人日
過不足 (②-①)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

### 【夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）】

保護者が仕事等の理由で、平日の夜間や休日等に不在になることで家庭において児童を養育することが困難になった場合、その他緊急の場合に、当該児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行います。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	74人日	74人日	74人日	74人日	74人日
実施箇所数	7箇所 市内3箇所 市外4箇所	7箇所 市内3箇所 市外4箇所	7箇所 市内3箇所 市外4箇所	7箇所 市内3箇所 市外4箇所	7箇所 市内3箇所 市外4箇所
確保の内容 ②	74人日	74人日	74人日	74人日	74人日
過不足 (②-①)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

本事業については、保護者の利用目的に対する有効な支援サービスとして充実を図るとともに、制度の周知を図り、今後も増加が予想される緊急一時利用や虐待、DV、経済的な課題を抱えた保護者への対応を行います。

### ⑪利用者支援事業

#### 【利用者支援事業（基本型）】

子ども及びその保護者等が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	基本型	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
確保の内容	基本型	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

#### 【利用者支援事業（母子保健型）】

保健師が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等から様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定などを行います。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	母子保健型	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
確保の内容	母子保健型	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

地域の身近なところで、子育て世代のための包括的な子育て支援の充実を図るために、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の構築を図り、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、提供を行い、必要に応じて相談・助言等を行います。

### ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園を利用する低所得世帯及び多子世帯の副食費に対し、助成を行います。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		5人	5人	5人	5人	5人
確保の内容	新制度未移行幼稚園を利用する低所得世帯及び多子世帯の副食費に対する助成を行います。					

### ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進する事業です。

市内の現状と照らしながら事業の実施を検討します。

## 5. 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実

### (1) 相談体制の充実

本市では、学校・保育園・幼稚園・子育て支援センター等で子どもや子育てについての相談対応を行っています。また、教育と福祉を一体化して総合的に相談を受け付ける「子ども総合相談窓口」を設置し、専門の相談員を配置しています。さらに周知に努め、支援を要する子どもや家庭への対応を図ります。

### (2) 児童虐待防止対策の充実

子どもの生命・身体を脅かす児童虐待については、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のための取組が必要です。

本市においては、相談機関の周知に加え、支援を必要とする家庭を早期に把握するために、保健師や子育て支援センター職員、子ども総合相談窓口相談員等による訪問や、必要とされる支援を行うことで虐待を予防します。

#### ①関係機関との連携強化

あらゆる相談機関に寄せられた相談のうち、虐待もしくは虐待の疑いがあるケースに対しては、「山鹿市虐待・暴力防止ネットワーク」の中で情報収集及び情報の共有を図り、関係機関との連携のもと問題解決に当たります。具体的には、本市の担当課のほか、児童相談所、県福祉課、民生委員・児童委員、保育園及び児童福祉施設、学校、教育委員会、警察、医療機関、ボランティア等との幅広い関係者のネットワークの強化を図ります。

また、同ネットワークの効果的な運営や虐待相談に対する組織的な対応のため、専門性を有する職員の配置や研修等を通し体制強化及び資質の向上を図っていきます。

#### ②発生予防、早期発見、早期対応等

虐待の発生予防のため、健康検査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業を通じて、妊娠、出産及び育児期の状況を把握するとともに、教育・保育現場、子育て支援センター等と情報を共有しながら見守りに努めます。特に支援を必要とする場合には、専門機関、相談機関と連携し適切な支援につなげていきます。

さらに、虐待の発生予防、早期発見のために、民生委員・児童委員やボランティア等の民間団体との連携を図ります。

### ③社会的養護施策との連携

社会的養護を必要とする児童に対しては、子育て短期支援事業を実施する児童養護施設との連携を図ります。

地域の里親や児童養護施設等において子どもが健やかに成長するためには、行政、学校、民間団体等の地域の関係機関の理解と協力のほか、里親の開拓や里親支援につながる広報・啓発等、県や児童養護施設における里親専門員との連携により、地域の中で社会的養護が行えるような支援体制の整備に努めます。

### (3) ひとり親家庭の自立支援の推進

子育て短期支援事業、保育等の各種支援策を推進するとともに、生活支援のほか、児童扶養手当や医療費助成等の養育支援、さらには就業支援や資金貸付等の経済的支援を継続し、総合的な自立支援の推進に努めます。

### (4) 障がい児施策の充実

障がいのある子どもが地域で共に成長するためには、公的なサービスの充実とともに市民一人一人が障がい児に対する理解を深め、地域の障がい児や障がい児のいる家庭を温かく見守っていくことが必要です。

そのためには、障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、地域療育センター等と連携を図り、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育の提供を図ります。教育・保育施設においては、幼稚園教諭、保育士等の資質や専門性の向上を図るとともに、専門家の協力を得ながら適切な支援に努めることによって、子どもたちが可能性を最大限に伸ばし、いきいきとした生活ができるための力を培います。

また、発達障がいについては、ここ数年で一気に社会に広まったが、社会的な理解が十分になされているとは言いがたいことから、情報周知のほか、家族が適切な子育てを行うための家族への支援に努めるとともに、教育・保育施設、放課後児童クラブ等への障がい児の受入れを推進します。



## 6. ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進

### (1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

仕事を持つ母親が増加する中、子育てについての様々な負担をできるかぎり軽減するため、保護者や家族が協力して子育てを行うとともに、社会全体で子育てを支える環境を整備する必要があります。

また、仕事と生活の調和の実現については、国においては「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、労使をはじめ国民が積極的に取り組むとともに、国や地方公共団体が支援することにより、社会全体の運動として広げていく必要があるとされています。

- 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び子ども・子育て支援に取り組む企業及び民間団体の好事例の情報の収集及び提供等
- 子育て期間中を含めた働き方の見直し及びすべての企業における育児休業及び短時間勤務等に係る制度の導入促進

### (2) ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発の推進

様々な機会を活用して、仕事と生活の調和の重要性に関する市民の理解の促進や、仕事と子育てを両立しやすい社会の実現に向けた社会的気運の醸成に努めます。

また、インターネットによる周知・広報をはじめ、各種研修会を通じた子育てに関する理解の促進等、ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を推進します。

併せて、父親や地域住民が子育てに参加するためのきっかけとなるイベントや講座の開催に積極的に取り組みます。



## 7. 計画の推進体制

### (1) 関係機関等との連携

本市においては、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、円滑な事務の実施を含め庁内関係部局間の密接な連携を図るとともに、県との間においても、子ども・子育て支援事業計画の実施状況等の必要な情報を共有し、共同で指導監督を行う等、連携を図ります。

また、住民が希望する教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用できるよう、市域を超えた利用を想定して、近接する市町と連携を図り、迅速に調整等が行われるように努めます。

さらに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を地域の実情に応じ計画的に整備していくために、行政と教育・保育施設、地域型保育事業や地域子ども・子育て支援事業の実施者が相互に連携し、協働しながら取り組んでいきます。

同時に、教育・保育施設、地域型保育事業や地域子ども・子育て支援事業の実施者間の連携が円滑に行われるよう支援します。

### (2) 計画の達成状況の点検・評価

本市では、「子ども・子育て会議」において、各年度における「子ども・子育て支援事業計画」に基づく施策の実施状況（教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。）や、これに係る費用の使途実績等について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいた事業計画の見直しや取組内容の改善を図ります。

併せて、事業計画においては、利用者の視点に立った指標を設定し、評価に当たっては、個別事業の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても点検・評価していきます。



## 資料編

## 1. 山鹿市子ども・子育て会議条例

○山鹿市子ども・子育て会議条例

平成26年9月22日

条例第39号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づく合議制の機関として、山鹿市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援（次号において同じ。）に関し学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、教育委員会事務局教育部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

## 2. 山鹿市子ども・子育て会議委員名簿

	氏名		
委員長	伊藤 良高	学識経験者	熊本学園大学教授
副委員長	星子 都	男女共同参画関係代表	女性ネットワーク山鹿
委員	牛島 美澄	法人保育園代表	平小城保育園 園長
委員	小平 善行	法人認定こども園代表	霊泉幼稚園 園長
委員	迎田 浩二	児童養護施設	愛隣園 園長
委員	木村 ゆみ子	放課後児童クラブ代表	あんずっ子クラブ支援員
委員	田代 桂一	鹿本医師会代表	副会長
委員	大森 健司	山鹿市商工会代表	事務局長
委員	藤森 純也	山鹿地区保護司会代表	会長
委員	松見 美咲子	鹿本地域療育センター	療育相談員
委員	廣瀬 卓三	山鹿市社会福祉協議会	鹿央支所統括
委員	菊川 佐和子	母子推進員	菊鹿地区担当
委員	谷吉 オリエ	山鹿市PTA連絡協議会代表	平小城小学校PTA会長
委員	佐伯 彰一	保育園保護者代表	かおう保育園保護者
委員	星子 真貴	幼稚園保護者代表	鹿本幼稚園保護者会長
委員	宮崎 千也加	高校生代表	熊本県立鹿本農業高等学校
委員	宇野木 剛	高校生代表	熊本県立鹿本商工高等学校
委員	田上 明利	中学校校長会代表	山鹿中学校校長
委員	大坂 高弘	小学校校長会代表	来民小学校校長

### 3. 用語の解説 (50音順)

行	用語	解説
あ行	アシスタントティーチャー	小学校では児童数が2つの学年で16人以下の場合1学級となり、これを複式学級と呼んでいる。アシスタントティーチャーは、複式学級における担任の補助を行う。
	移動図書館	移動図書車に書籍を載せ、図書館・図書室の利用が困難な方へ各地を巡回して図書館のサービスを提供する仕組みである。
	アウトプット	事業を実施することによって直接発生した成果物・事業量のこと。
	アウトカム	施策・事業の実施により発生する効果・成果のこと。
か行	家庭的保育	満3歳未満の乳児又は幼児について、家庭的保育者の居宅その他の場所において、1人～5人の定員による保育を行うこと。
	教育・保育施設	子ども・子育て支援法では、幼稚園、認可保育園、認定こども園のこと。
	子ども・子育て会議	平成27年4月施行の「子ども・子育て支援新制度」に関する事業計画の策定・進捗管理などについて、保護者を含む子ども・子育て支援の当事者などの意見を聴くための会議である。
さ行	小規模保育	6人～19人の定員で行う小規模な保育のこと。
	事業所内保育	事業所内に設置された、育児中の従業員向けの施設で保育を行うこと。
	次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法に基づき、市町村・都道府県が策定する計画。この法律は、急速な少子化の進行等を踏まえ、子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備を図るため、任意ではあるが、地方公共団体及び事業主に対し、子育て環境の整備や、仕事と子育ての両立のための取組について行動計画をして策定することとしている。
	サポートティーチャー	普通学級及び特別支援学級に在籍する障がいのある児童生徒への支援、不登校や不登校気味の児童生徒への支援を行う。
	児童デイサービス事業	学校に在籍する障がい児に、放課後又は夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供する事により、障がい児の自立を促進するとともに、放課後の居場所づくりを行う事業である。
	障がい児日中一時支援	障がい児の日中における活動の場を確保し、障がい児の家族の就労支援及び障がい児を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする。
	SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)	インターネット上の交流を通して社会的ネットワーク (ソーシャルネットワーク) を構築するサービスのこと。
	自園調理	保育園等の施設内に調理設備を設け、調理を行い食事の提供をすること。
	児童養護施設	児童福祉法に基づく児童福祉施設のひとつ。様々な事情により、家族による養育が困難な2歳からおおむね18歳の子どもたちを養護し、あわせてその自立を支援することを目的とする施設である。
	児童相談所	児童福祉法に基づき、児童の福祉に関する事項について、相談や調査、判定、指導、一時保護などの業務を行う都道府県や政令指定都市等に設置された機関。

行	用語	解説
た行	待機児童	認可保育園への入所要件を満たし、申し込みがされているが、施設の不足などの理由によって入所できないでいる児童。
	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の4事業のこと。
	特定教育・保育施設	幼稚園・保育園、認定こども園などで、新制度での公費給付の対象となる施設のこと。
	地域療育センター事業	地域における療育の中核機関として地域療育センターが行っている療育相談、訪問等による家庭への支援、幼稚園・保育園・学校・医療機関等への支援及び専門家による支援のこと。
	DV	Domestic violence の略。家庭内における暴力行為。特に、配偶者や恋人など近い関係にある異性への暴力。身体的な暴力行為のほか、精神的・性的暴力も含む。
な行	認可保育施設	国が定めた設置基準（施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等）をクリアして都道府県知事に認可された保育施設。
	認可外保育施設	児童福祉法に基づく都道府県知事の認可を受けていない保育施設。
	認定こども園	幼稚園と保育園両方の役割をもつ施設で、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能を備え、都道府県の認定を受けた施設のこと。
は行	母子保健事業	母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、医療・福祉・教育の分野との連携を図りながら、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置をする事業のこと。
	放課後児童健全育成事業	保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学校に就労している児童を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図る事業のことである。
	保育園	児童福祉法による児童福祉施設のひとつ。保護者が労働・疾病などのために家庭で保育できない就学前の乳幼児を保育する施設。
や行	幼稚園	学校教育法による学校のひとつ。満3歳から小学校入学までの幼児のための教育機関。
	幼稚園就園奨励事業	幼稚園就園に伴う保護者の経済的負担を軽減するため、保護者が負担する保育料を助成する事業。
	よかボス	自ら仕事と生活の充実に取り組むとともに、共に働く社員（職員）の仕事と生活の充実に応援する上司（ボス）のこと。
ら行	労働力率	就業者数と完全失業者数とを合わせた労働力人口が15歳以上の人口に占める割合。労働力人口÷15歳以上の人口（生産年齢人口）×100の数値で示す。
わ行	ワーク・ライフ・バランス	やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させるという考え方。企業はこの実現のために、フレックスタイム、育児・介護のための時短、在宅勤務、テレワークなどを導入している。